



令和6年度補正

「地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業」

実施報告書

～抜粋版：マニュアル関連～

2026年3月23日

日産自動車株式会社

（抜粋版）自動運転モビリティサービス運用マニュアルの概要

目的	本資料は、自動運転モビリティサービスの運用において想定される各種事象に対し、関係主体の対応手順および連携プロセスを整理した運用フローチャートの抜粋版である。 実証事業を通じて得られた知見を基に、多主体連携による安全かつ安定したサービス運用に資する運用上の留意点および対応の考え方を提示することを目的とする。 尚、本資料は、“令和6年度補正「地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業」実施報告書”のうち、想定事象に基づく運用マニュアル（人員の動き・対応フロー）部分を抜粋したものである。 また、本マニュアルは、一部、役割を兼務する等、日産自動車の想定する体制での運用を前提としている点にご留意ください。
背景	自動運転モビリティサービスは、運転者の役割を分散し、 ・運行管理 ・遠隔監視 ・現場対応 ・システム管理 等の複数主体が連携することで成立するサービスである。 このため、従来以上に事象発生時の対応手順および役割分担を明確化することが不可欠であり、本実証ではロールプレイングおよび実運用を通じて、これらを体系的に検証・整理した。
マニュアルの構成、特徴	本マニュアルは、以下の特徴を有する。 ・想定事象ごとに人員（運行管理者、オペレータ、SD、現場対応者等）の動きをフローチャート化 ・事象を以下の3分類で体系整理 - 正常系（正常サービスフロー） - 準正常系（キャンセル、車両到着時乗客不在 等） - 異常系（システム不具合、事故、体調不良 等） ・各フローにおいて判断ポイント、指示系統、情報連携方法を明確化
想定読者	本資料は、以下の主体を主な想定読者とする。 ・自動運転モビリティサービスの導入を検討、推進する地方公共団体 ・交通事業者および運行事業者 ・遠隔監視、運行管理に関与する事業者 ・車両、システム提供事業者



SD向けモニタ



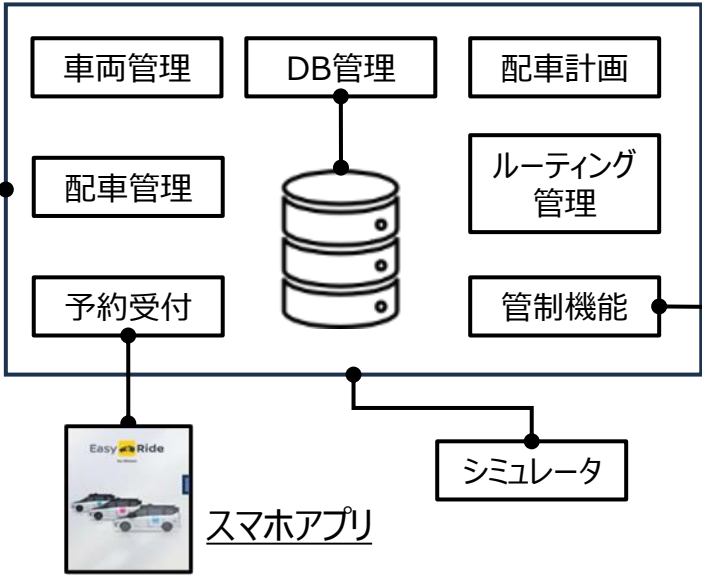
オンボードモニタ

自動運転車両



サブコントローラ

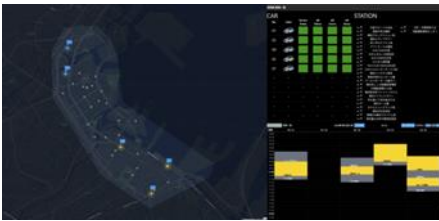
FMS（フリートマネジメントシステム）



乗客モニター（Boldly）



緊急通報モニタ（PAD）



FMS管制モニタ



自動運転システム
遠隔管制モニタ

遠隔監視センター ～PLOT48内

自動運転システム監視

配車・運行管理

車室内モニタ・お客さま対応

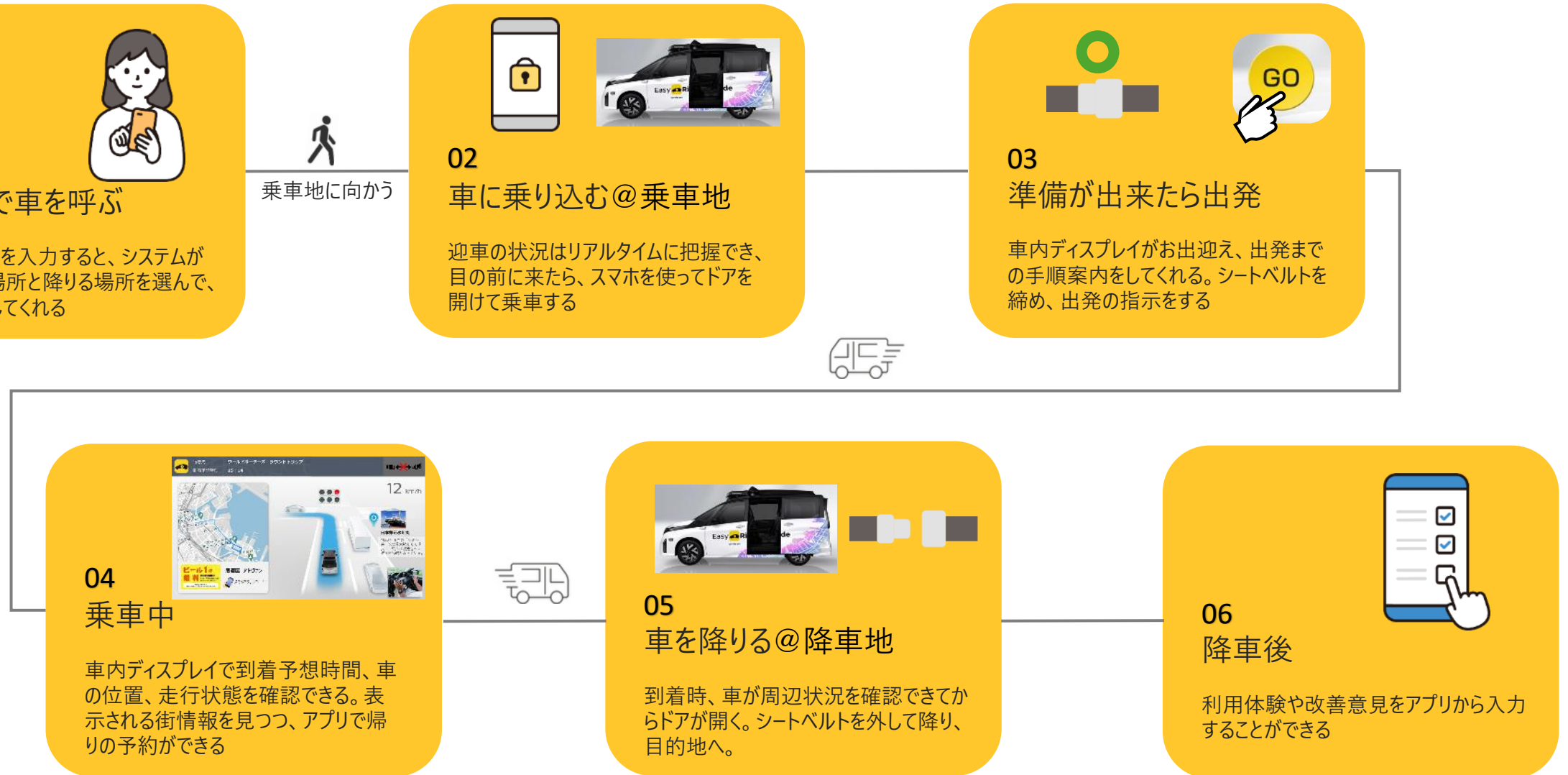
Easy Ride
by Nissan

デジタル
サイネージ

モニター

MM（みなとみらい）地区内に専用の遠隔監視管制センターを設置
安全で快適な自動運転サービスを支える車両運行拠点です

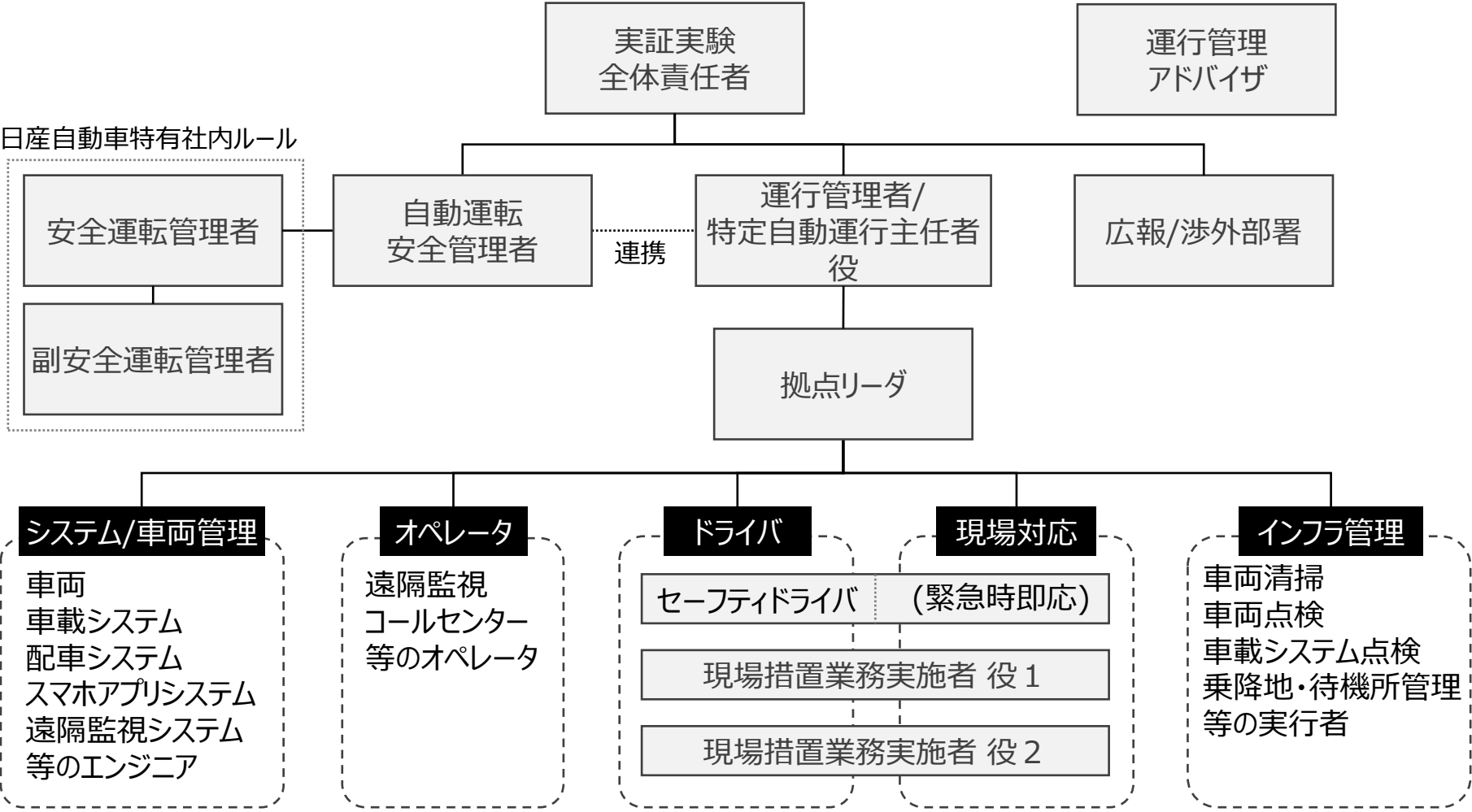
基本ユーザージャーニー



(※) 人を介在せずに乗車から降車まで完結させるため、スマートフォンアプリの利用を想定

人員配置体制とそれぞれの役割案 ～レベル2自動運転実証実験体制

将来のレベル4自動運転運行体制を念頭に、レベル2自動運転実証実験に対応した体制を構築



人員配置体制とそれぞれの役割案 ～レベル2自動運転実証実験体制

役務者名称	PLOT48配置	役割
実証実験全体責任者	－(近隣)	・ 実証実験運営全体の責任を負う
運行管理者/ 特定自動運行主任者 役 （法令名称のため、“役”を付ける）	●	・ 実証実験全体責任者の許可を得たうえで、運転者の状況把握、車両運用計画の立案と実行指示、遠隔監視者の勤務計画、安全指導、異常気象時などの安全確保を行う。 ・ 自動運転安全管理者と連携し、各システム/車両管理に対し、状態・状況確認、メンテナンスの指示を出す
自動運転安全管理者	－(近隣)	・ 自動運転車両および自動運転システムを用いた実証実験の安全管理に責任を持ち、ODD（運行設計領域）設計および自動運転車両を用いた実証実験の許可・停止の権限を持つ。
広報/渉外部署	－(近隣)	・ 異常事態発生時に実証実験全体責任者の指示のもと、運行管理者/特定自動運行主任者役および自動運転安全管理者と連携し、対外向け対応を行う
安全運転管理者/ 副安全運転管理者	－(近隣)	・ 日産自動車が行う実験として、道路交通法に基づき、運転者の状況把握、車両運用計画の立案と実行指示、各役務者の勤務計画、安全指導、異常気象時などの安全確保がなされているか、確認する
拠点リーダ	●	・ 運行管理者/特定自動運行主任者役の指示のもと、拠点における運行管理業務の補助を行う
セーフティドライバ （SD）	● + 車両	・ 運転者の義務として安全運転義務を順守し適切な対応を行う ・ 自動運転車両に座上し、自動運転システム操作による車両挙動の監視を行う ・ マニュアルに従い、自動運転システムおよびOn board システムの立ち上げ/立ち下げ作業、安全確認後のドア開閉操作等を実施する ・ 車両/On board システムの日常点検を実施し、点検結果を記録/保管する ・ 車内清掃を行う
現場措置業務実施者 役 （法令名称のため、“役”を付ける）	●	・ 運行管理者/特定自動運行主任者役もしくは自動運転安全運転管理者の指示に従い、事故発生時など緊急事態において、現場に駆け付け、お客様への説明や安全な場所への誘導、けが人がいる場合は救護を行う。さらにはセーフティドライバと共に車両の移動などの安全確保、安全な場所までの輸送を行う
自動運転システムオペレータ	●	・ 運行管理者/特定自動運行主任者役もしくは拠点リーダの指示に従い、遠隔監視拠点内監視席にて、自動運転システムおよび車両状態の監視および操作を行う
FMSオペレータ	●	・ 運行管理者/特定自動運行主任者役もしくは拠点リーダの指示に従い、遠隔監視拠点内監視席にて、FMSシステムの監視および操作を行う
Dispatcherオペレータ	●	・ 運行管理者/特定自動運行主任者役もしくは拠点リーダの指示に従い、遠隔監視拠点内監視席にて、Dispatcherを用いて車内外の監視および車内にいる乗客との通話対応を行う
コールセンターオペレータ	●	・ 運行管理者/特定自動運行主任者役もしくは拠点リーダの指示に従い、遠隔監視拠点内にて、配車アプリからの通話による問い合わせ対応を行う ・ 配車アプリからの問い合わせがない場合は、Dispatcherオペレータの補助を行う
運行管理アドバイザー	●	・ サービス運用状態やマニュアル等を確認し、運行事業者視点からサービス運用やマニュアル等に対するF/Bを行う

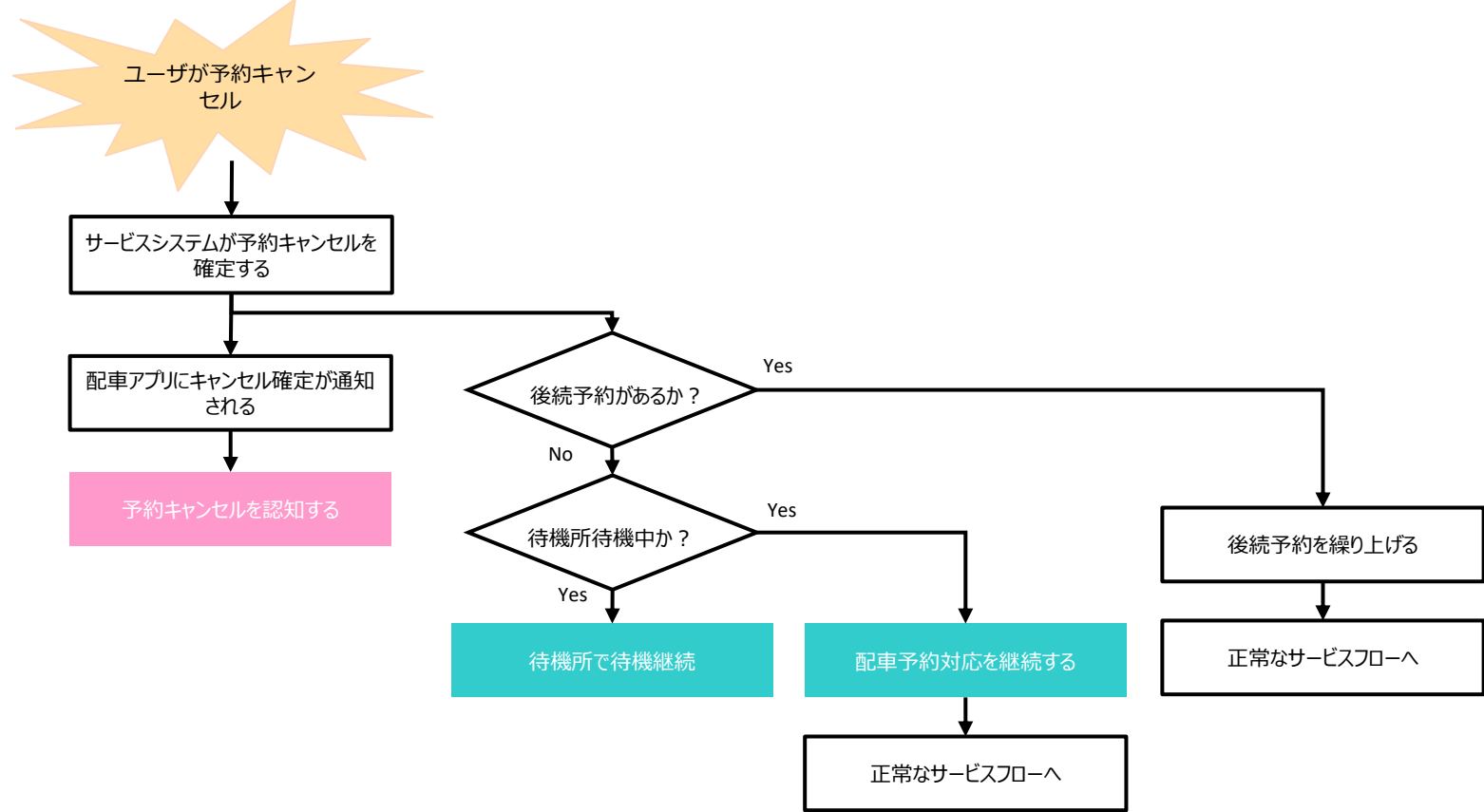
人員配置体制とそれぞれの役割案 ～レベル2自動運転実証実験体制

役務者名称	PLOT48配置	役割
(突発) 車両清掃	ー ただし、実施時車両そば	・ 始業点検時もしくは終業点検時に自動運転車両の車内外清掃を行う
車両/On board sys日常点検	ー ただし、実施時車両そば	・ 始業時および終業時に車両（自動運転システム含む）およびOn board システムの点検を行い、点検結果を記録/保管する
車両基地運用管理	ー(近隣)	・ 車両基地の運用ルール策定
待機所運用管理	ー(近隣)	・ 待機所となる私有地地権者との調整を行う ・ 待機所がある各エリアマネジメント団体との調整を行う
乗車地運用管理	ー(近隣)	・ 乗車地となる私有地地権者との調整を行う ・ 乗降地がある各エリアマネジメント団体・近隣住民との調整を行う ・ 乗降地に設置してある乗降地シールの状態確認およびメンテナンスを行う
自動運転システム管理	(●) 遠隔地でも即対応可能であること	・ 自動運転システムが正常に動作するための管理を行う ・ 自動運転システムに不具合が発生した際の対応を行う
FMS管理	(●) 遠隔地でも即対応可能であること	・ FMSが正常に動作するための管理を行う ・ FMSに不具合が発生した際の対応を行う
Dispatcher管理	(●) 遠隔地でも即対応可能であること	・ Dispatcher（webアプリ）および当該バックエンドシステムが正常に動作するための管理を行う ・ Dispatcher（webアプリ）および当該バックエンドシステムに不具合が発生した際の対応を行う
PamNas2管理	(●) 遠隔地でも即対応可能であること	・ PamNas2および当該バックエンドシステムが正常に動作するための管理を行う ・ PamNas2および当該バックエンドシステムに不具合が発生した際の対応を行う
車両管理	ー ただし、実施時車両そば	・ 日常点検結果を基に、必要な給油を含む車両メンテナンスおよび、それに伴う車両移動を行う
On board sys管理	ー ただし、実施時車両そば	・ 日常点検結果を基に必要なメンテナンスを行う
自動運転システムサーバ管理	(●) 遠隔地でも即対応可能であること	・ 自動運転システムサーバが正常に動作するための管理を行う ・ サーバに不具合が発生した際の対応を行う
配車アプリ管理	(●) 遠隔地でも即対応可能であること	・ 配車アプリプログラムおよび当該バックエンドシステムが正常に動作するための管理を行う ・ 配車アプリプログラムおよび当該バックエンドシステムに不具合が発生した場合、修正対応を行う

以降のページで、

**想定事象を基にして、配置された人員の動きを
フローチャートとしてマニュアル化**

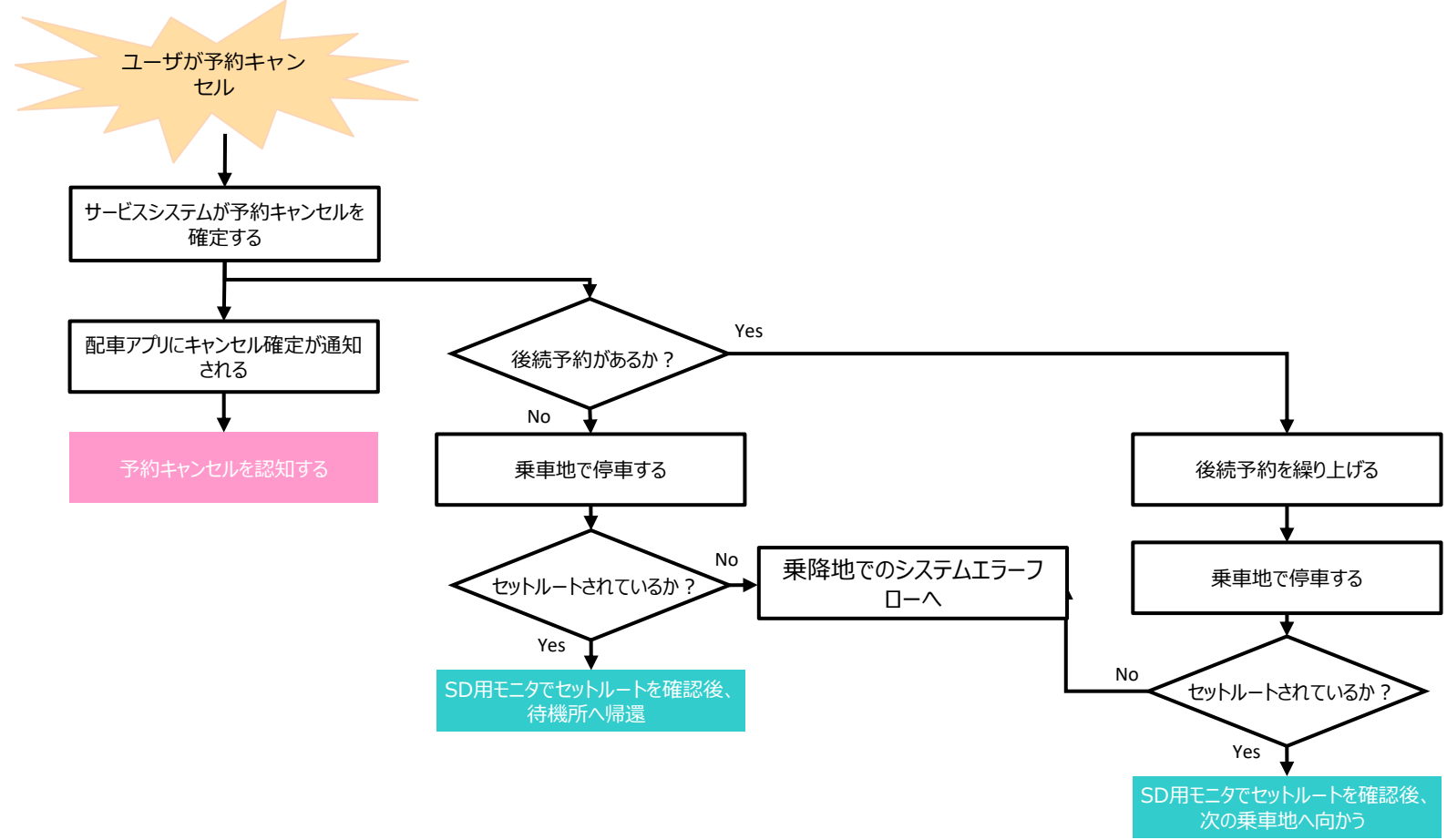
準正常系：迎車前にキャンセル



SD

ユーザ

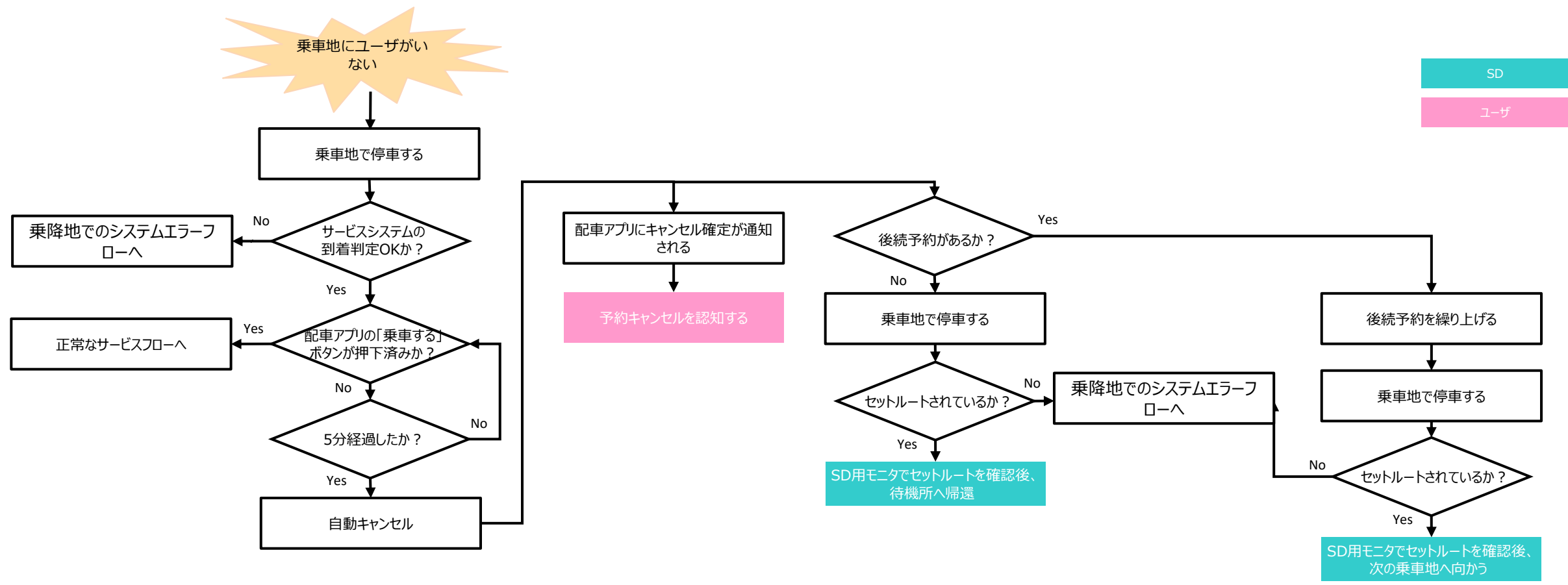
準正常系：迎車中にキャンセル



SD

ユーザ

準正常系：車両到着時乗客不在



準正常系：乗降地停車NG

【基本思想】

- SDが正着制御をサポートし、乗降地に停車する
- 乗降地直近で停車可能な場所があるか、SDが確認し、オーバーライドで停車する
- 完全に停車する場所がない場合、
乗車地：予約キャンセル
降車地：近隣の停車代替地にマニュアル操作で移動し、ユーザを降車させる

＜NG対応パターン＞

- 1：直進方向の代替地で停車
- 2：左回りで代替地へ向かい停車
- 3：右折し代替地へ向かい停車
- 4：代替地とした近隣乗降地へ向かい停車



異常系：乗車人数エラー

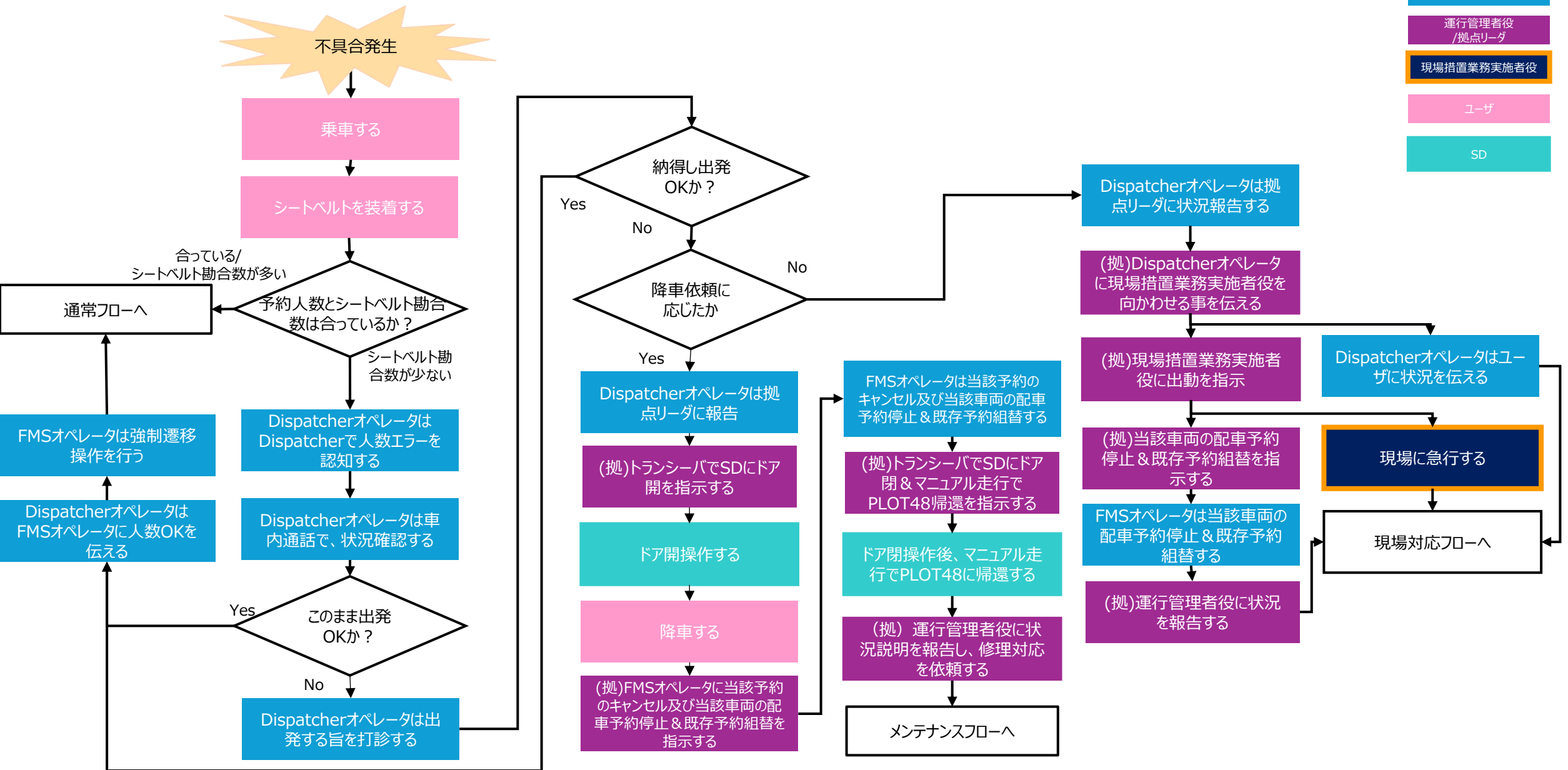
オペレータ

運行管理者役
/ 拠点リーダー

現場措置業務実施者役

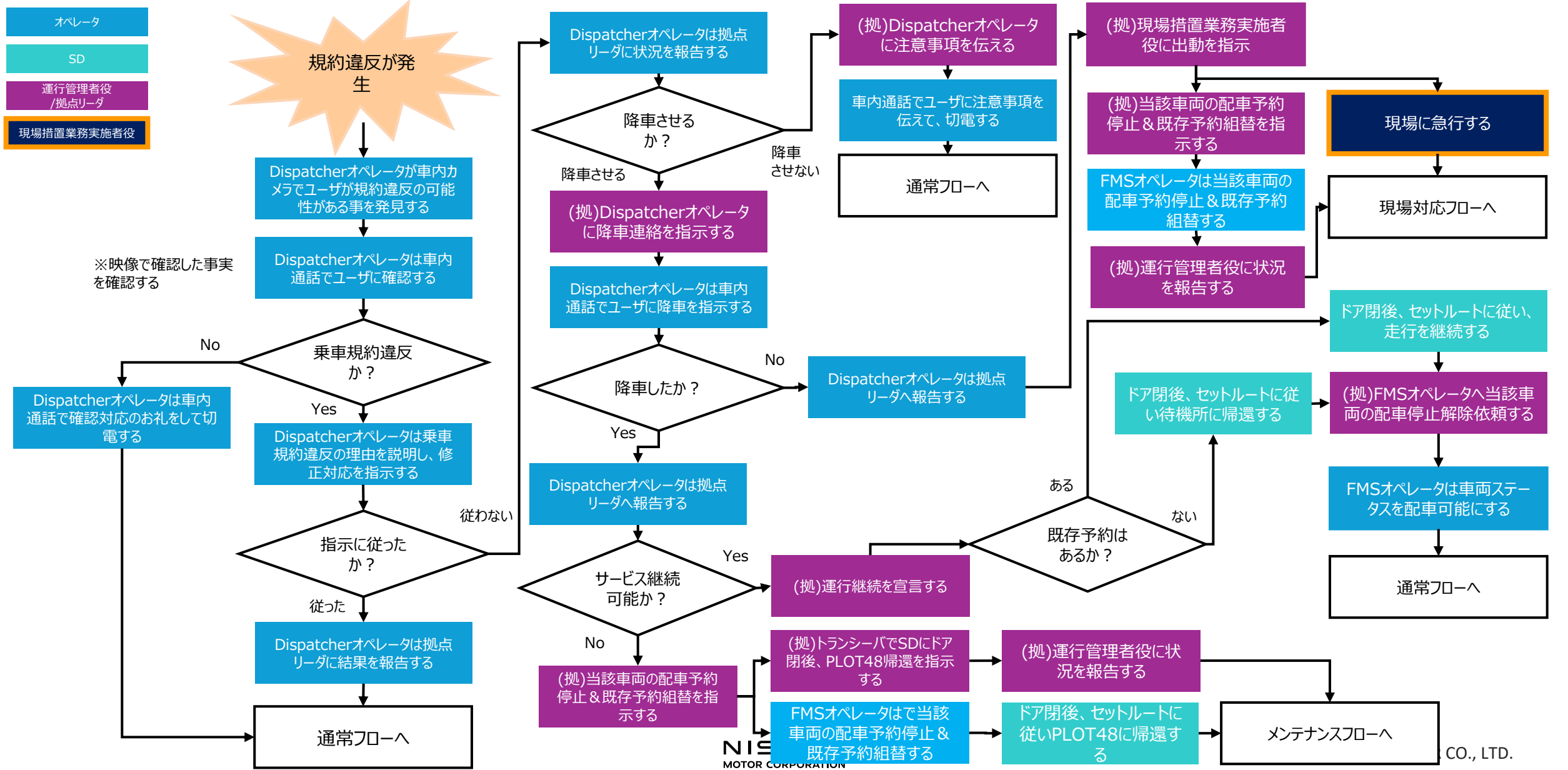
ユーザ

SD

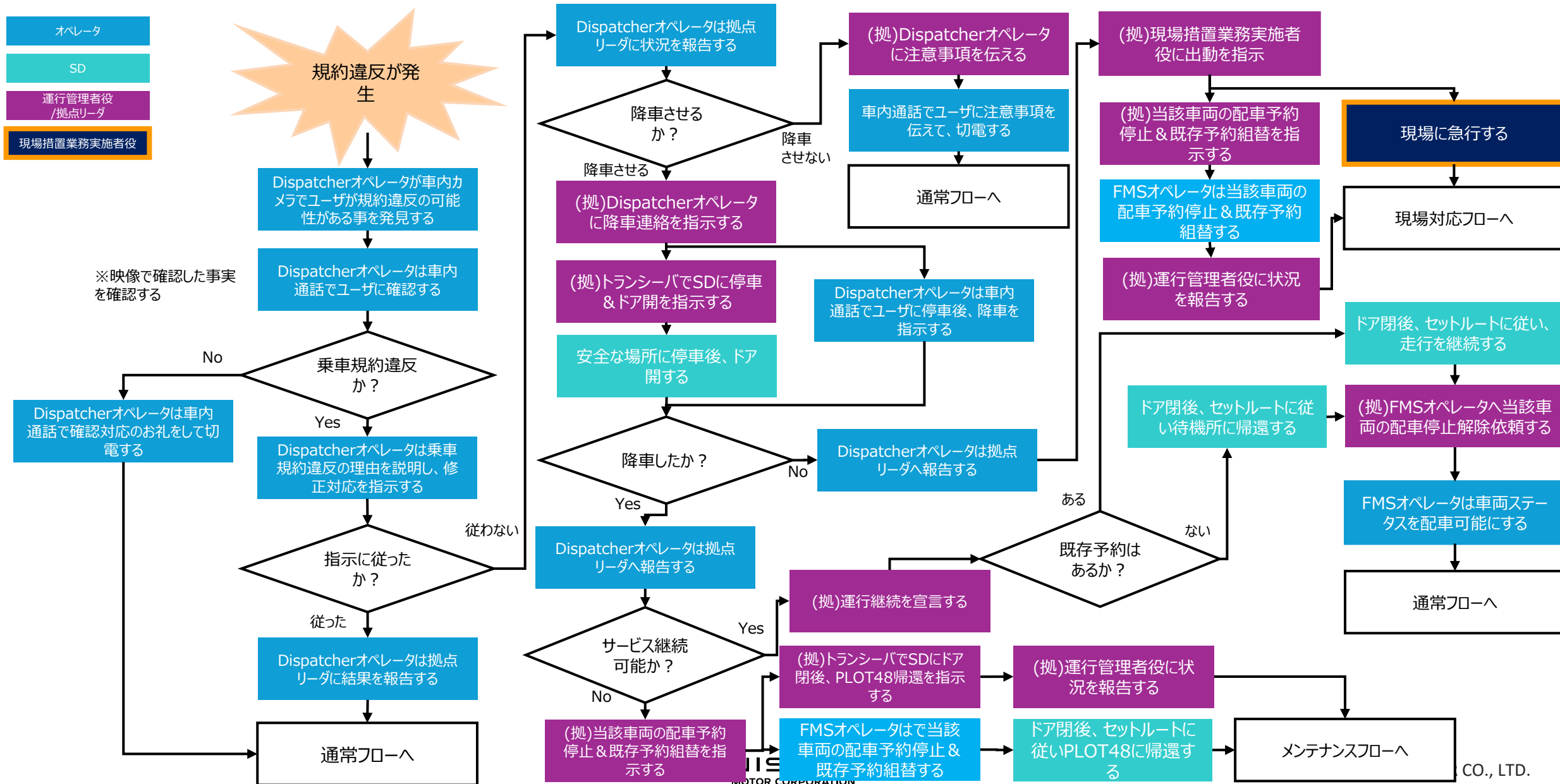




異常系：乗車時の規約違反



異常系：走行中の規約違反



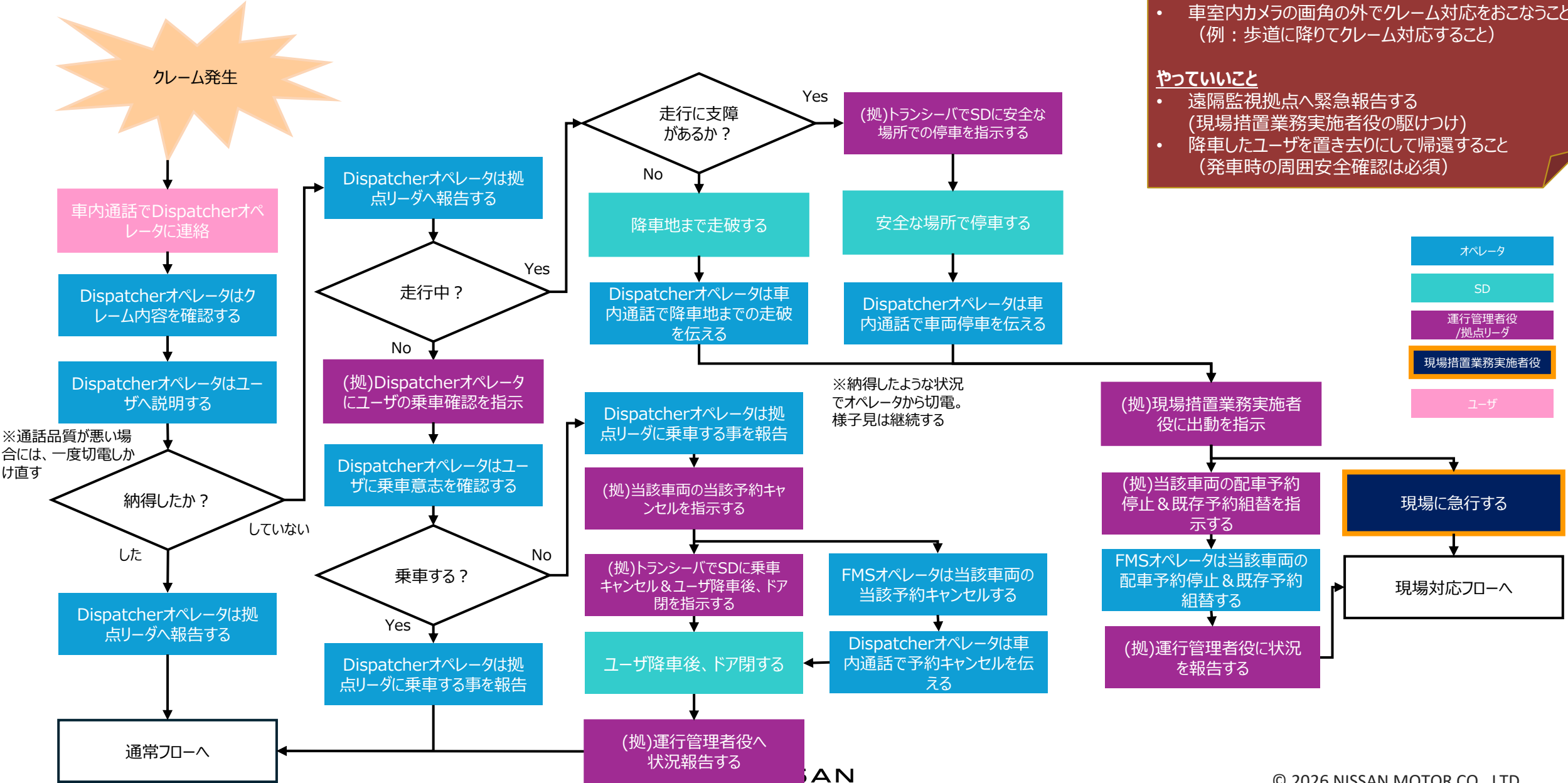
異常系：ユーザからのクレーム（車内）

やってはいけないこと

- 免許証等の身分証をユーザへ見せること
- 車室内カメラの画角の外でクレーム対応をおこなうこと
（例：歩道に降りてクレーム対応すること）

やっていいこと

- 遠隔監視拠点へ緊急報告する
（現場措置業務実施者役の駆けつけ）
- 降車したユーザを置き去りにして帰還すること
（発車時の周囲安全確認は必須）



オペレータ

SD

運行管理者役 / 拠点リーダ

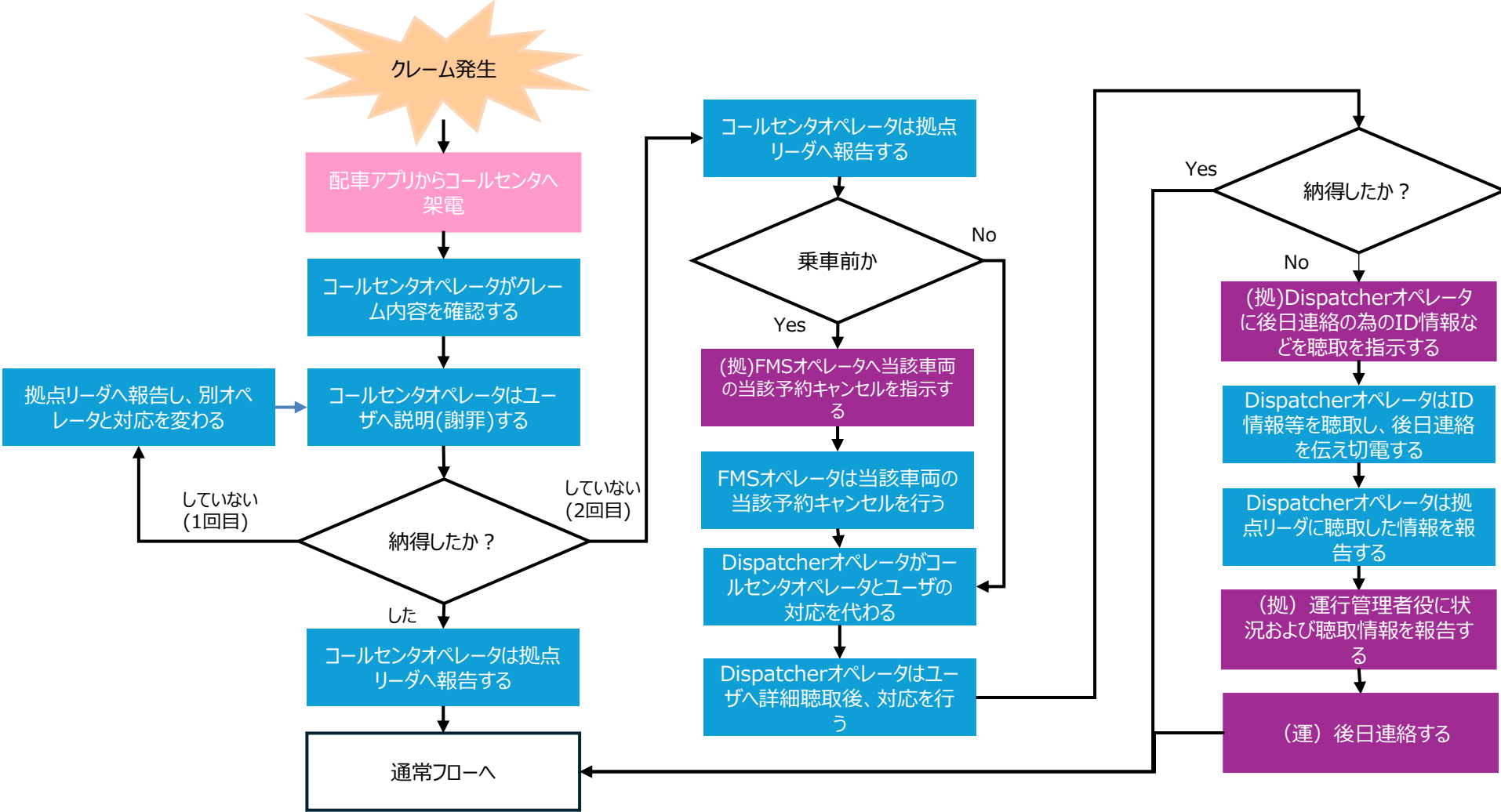
現場措置業務実施者役

ユーザ

※通話品質が悪い場合には、一度切電しかけ直す

※納得したような状況でオペレータから切電。様子見は継続する

異常系：ユーザからのクレーム（コールセンター）

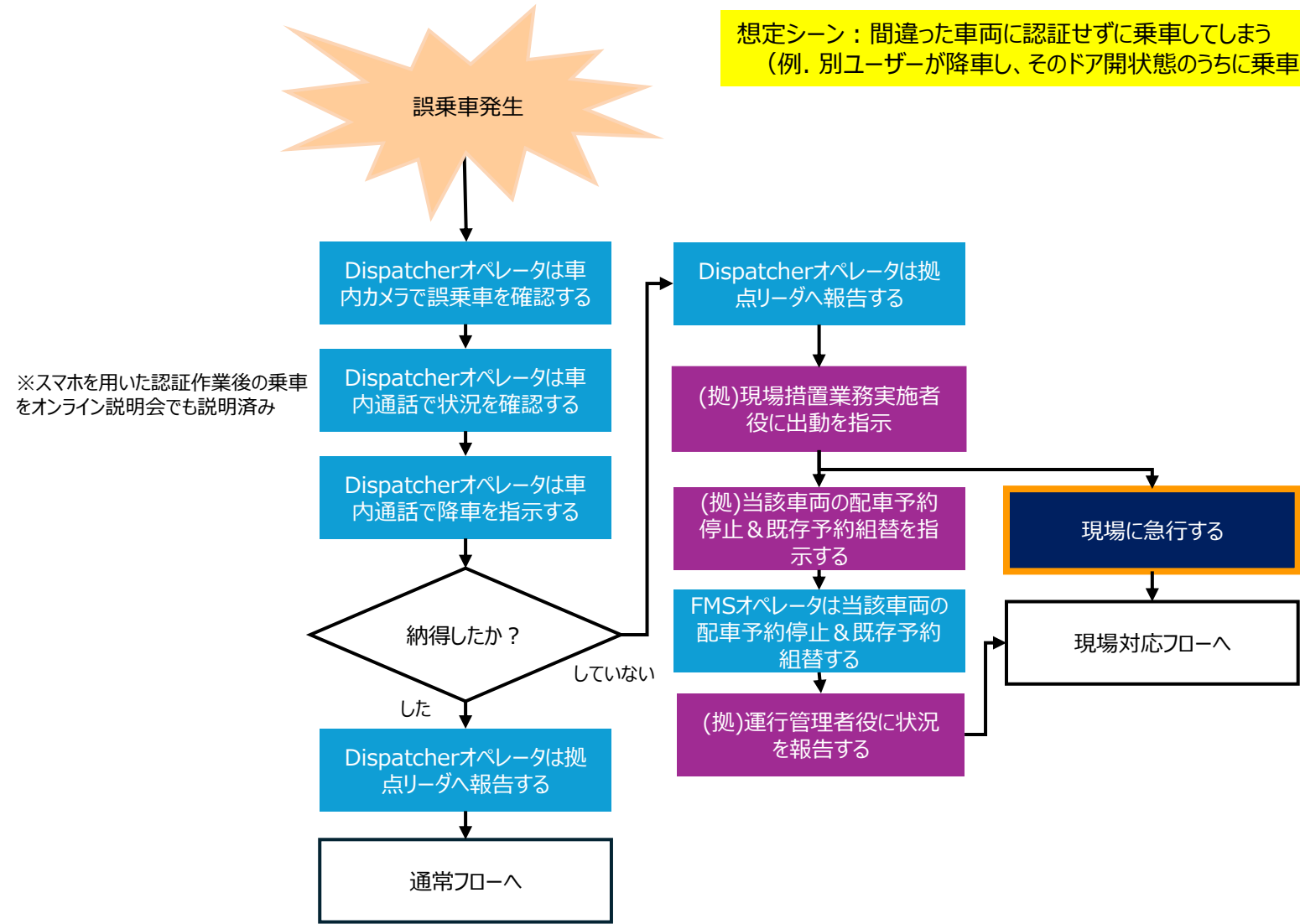


オペレータ

運行管理者役
/拠点リーダ

ユーザ

異常系：乗降地での誤乗車

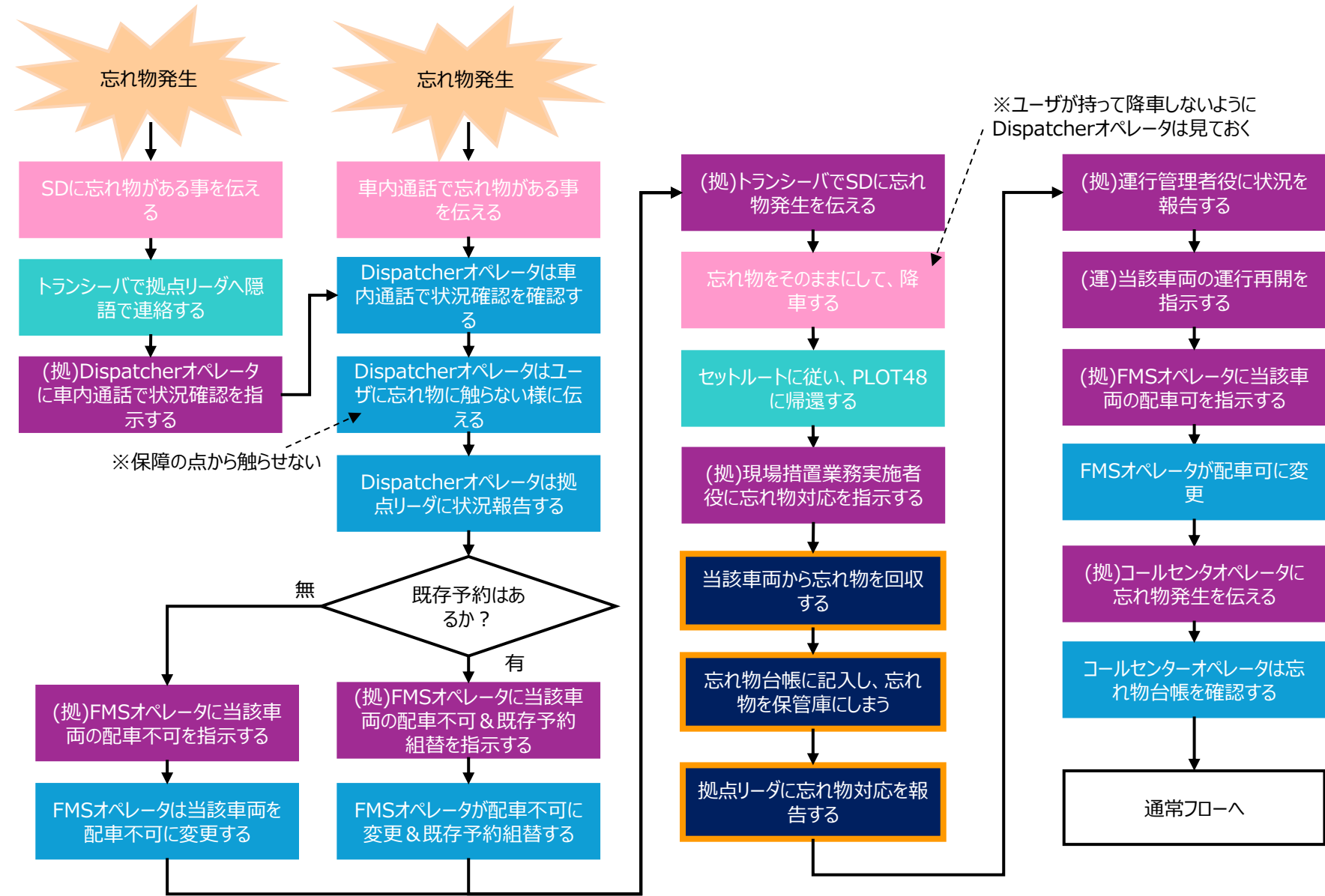


オペレータ

運行管理者役
/拠点リーダー

現場措置業務実施者役

異常系：忘れ物（乗車中のユーザ申告）



オペレータ

SD

運行管理者役
/拠点リーダー

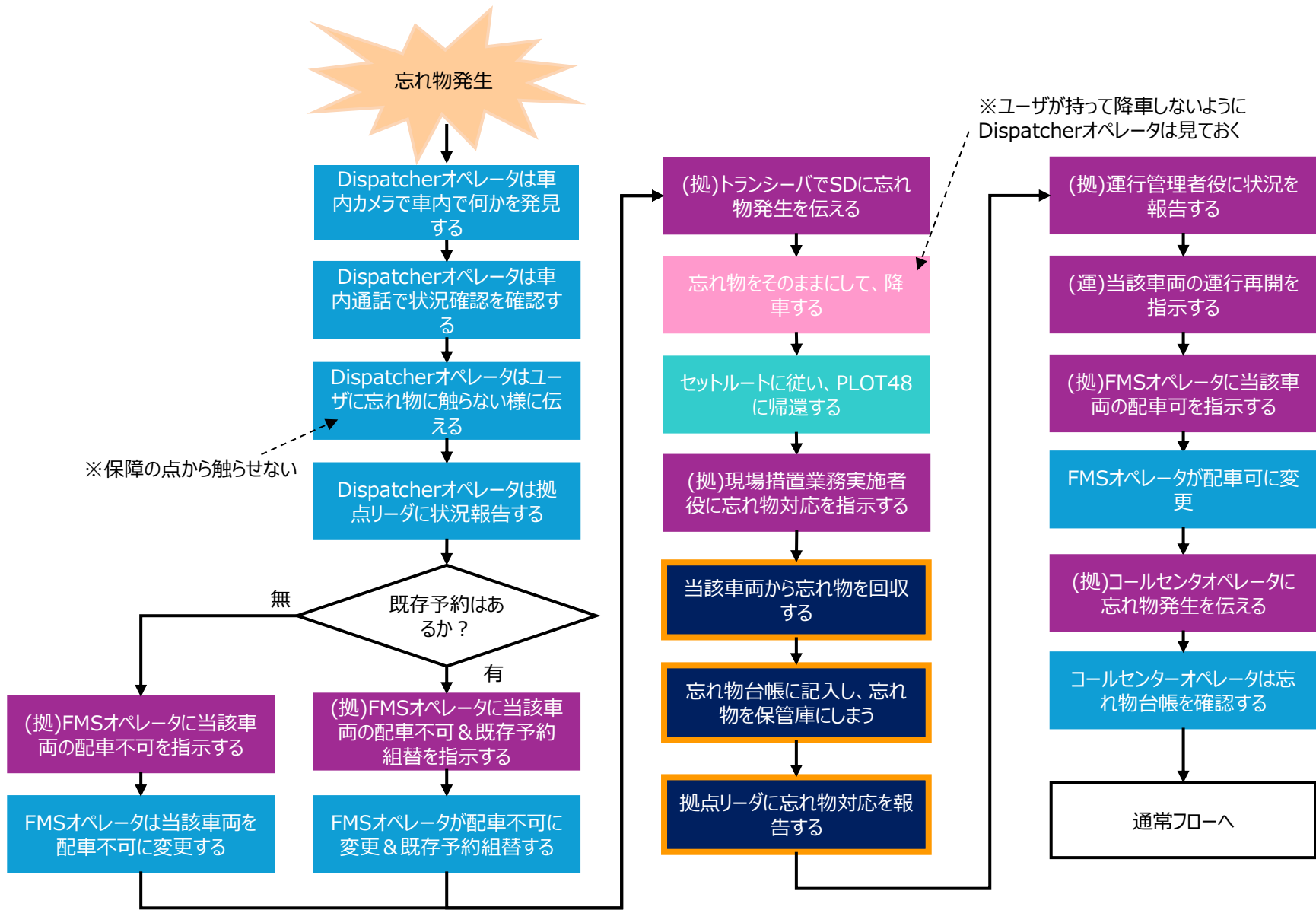
現場措置業務実施者役

ユーザ

※ユーザが持って降車しないように
Dispatcherオペレータは見ておく

※保障の点から触らせない

異常系：忘れ物（車内映像でオペレータが発見）



オペレータ

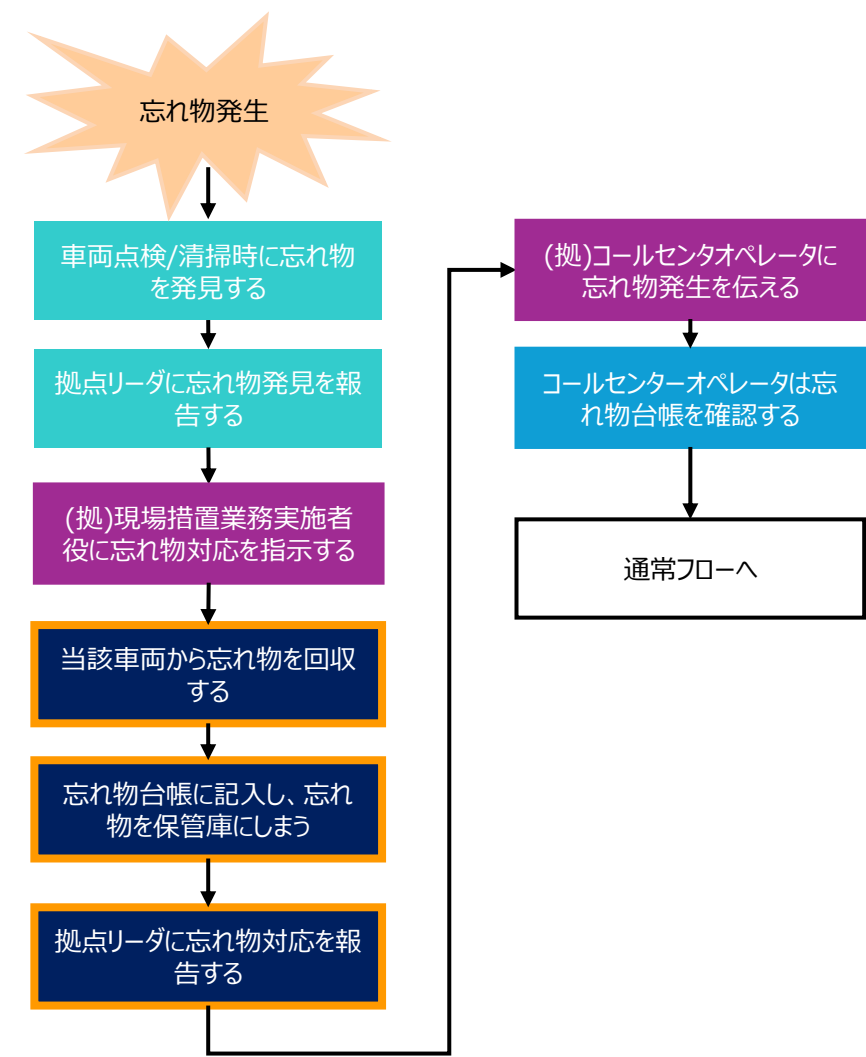
SD

運行管理者役
/拠点リーダ

現場措置業務実施者役

ユーザー

異常系：忘れ物（車内清掃で発見）



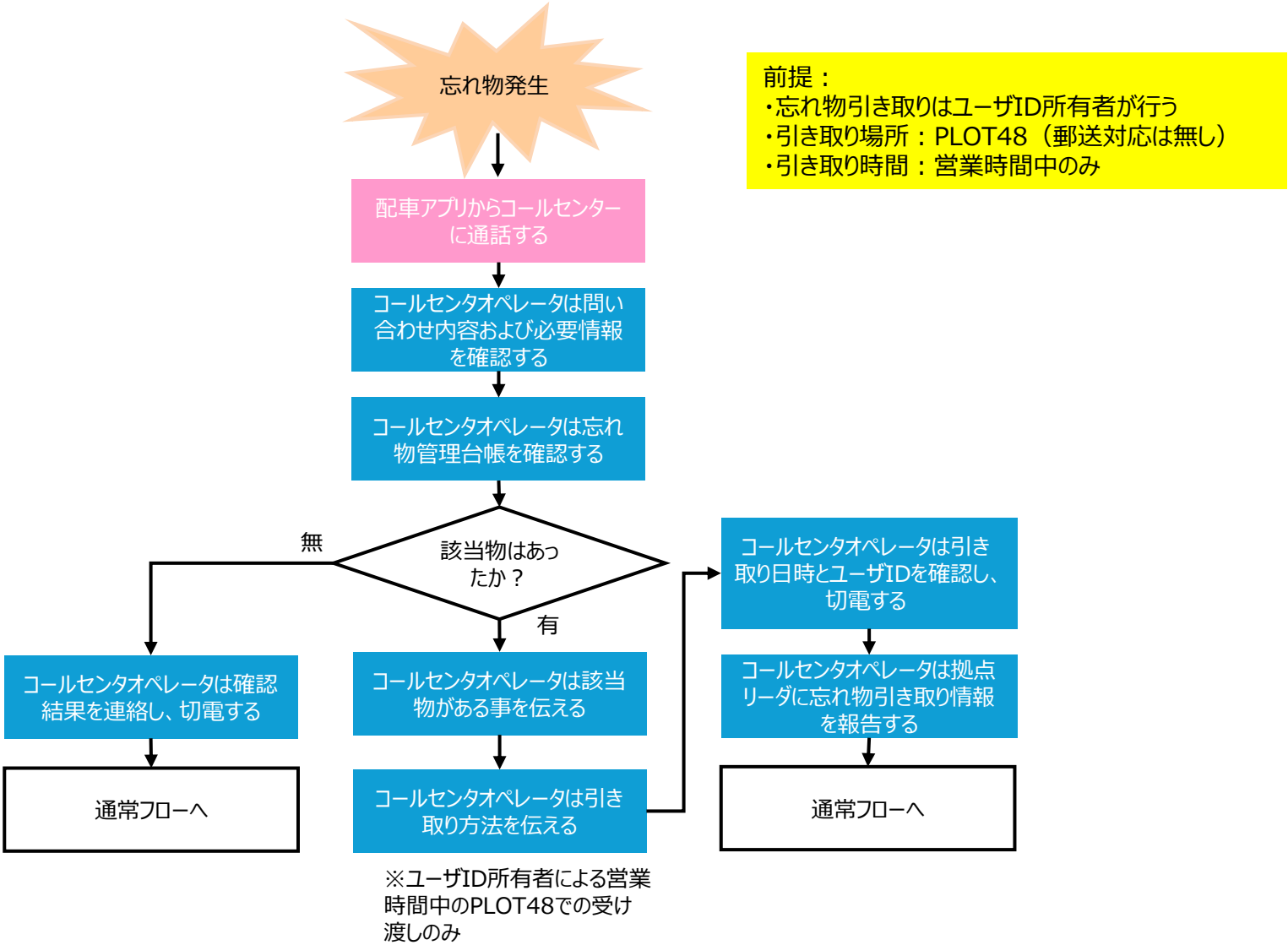
オペレータ

SD

運行管理者役
/拠点リーダ

現場措置業務実施者役

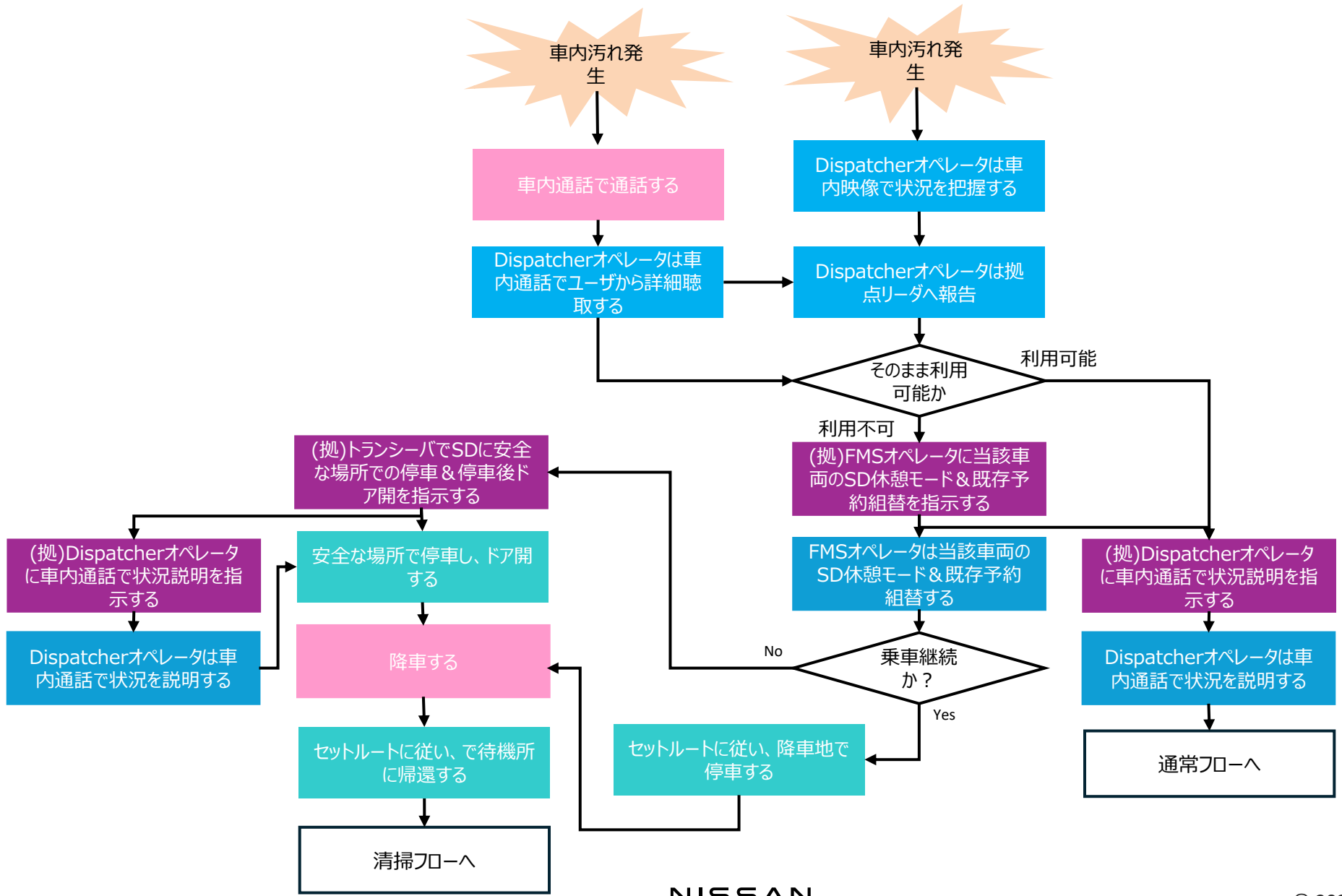
異常系：忘れ物（ユーザより問い合わせ）



オペレータ

ユーザ

異常系：車内汚れ



オペレータ

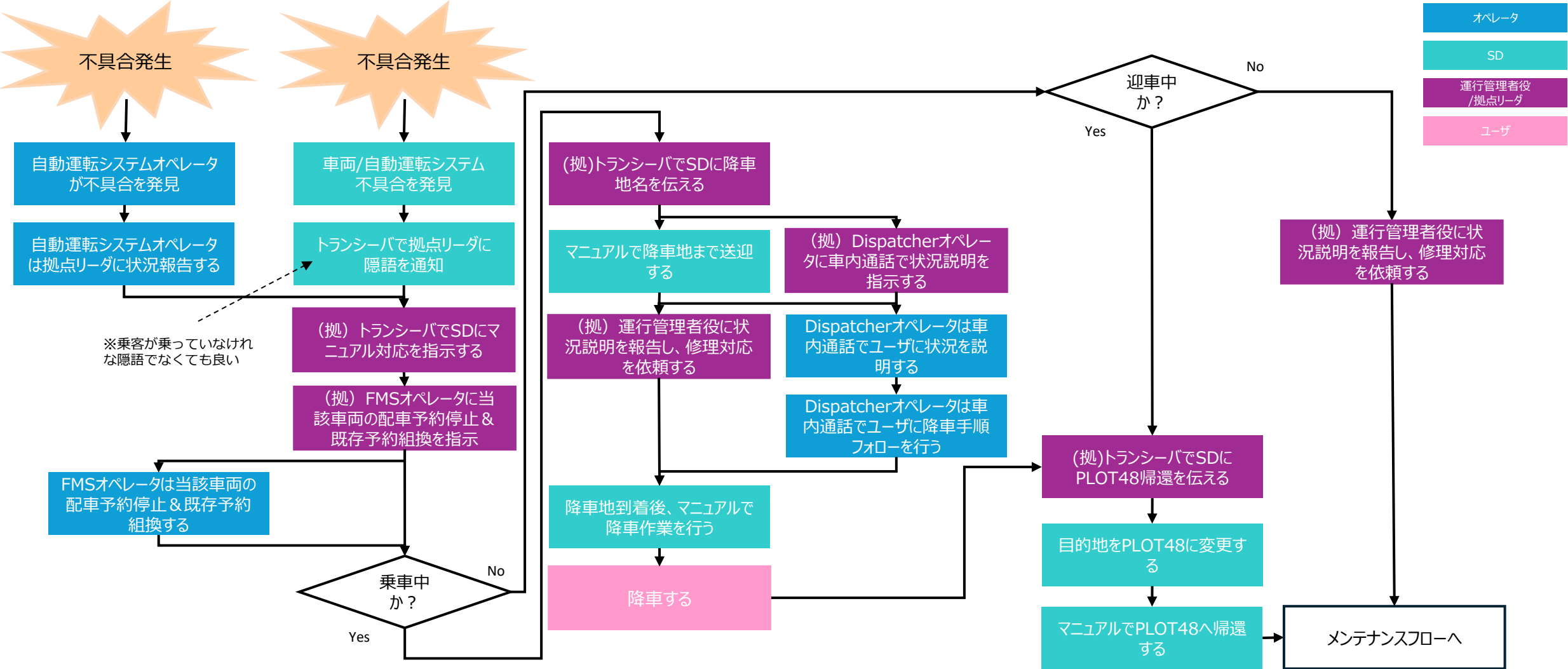
SD

運行管理者役
/拠点リーダ

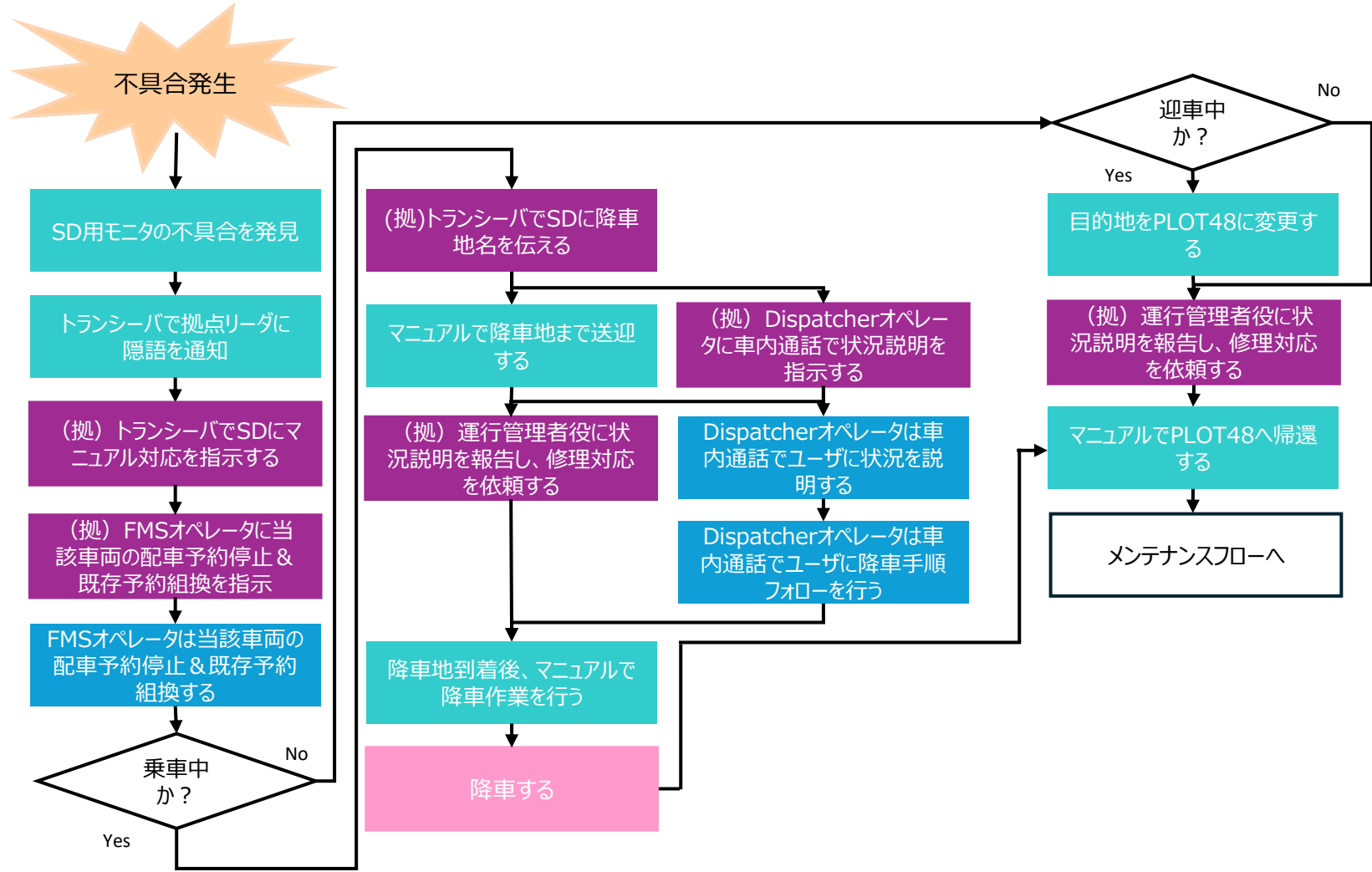
現場措置業務実施者役

ユーザ

異常系：車両/自動運転システム不具合（自走可）



異常系：車載機器不具合（SD用モニタ、自走可）



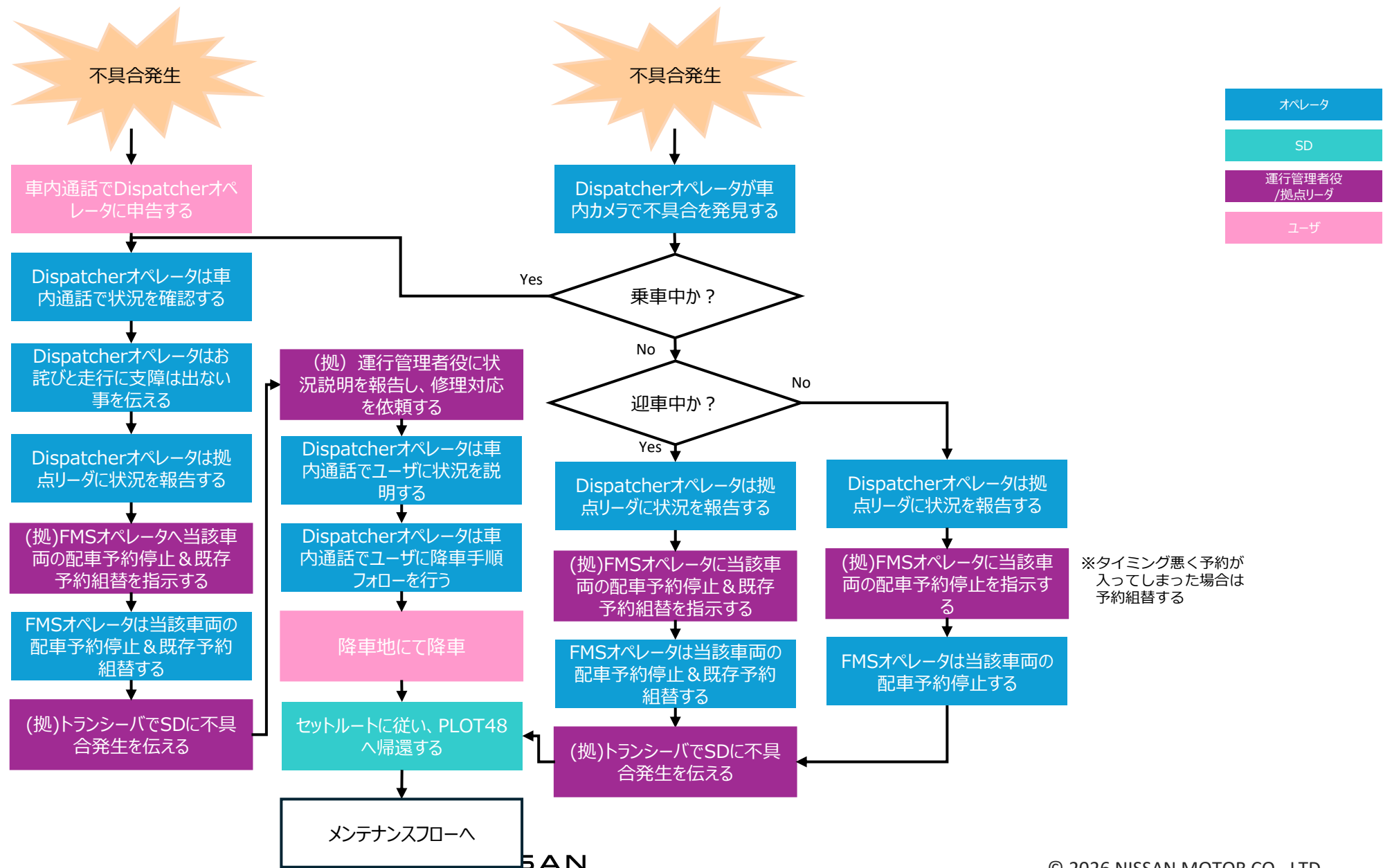
オペレータ

SD

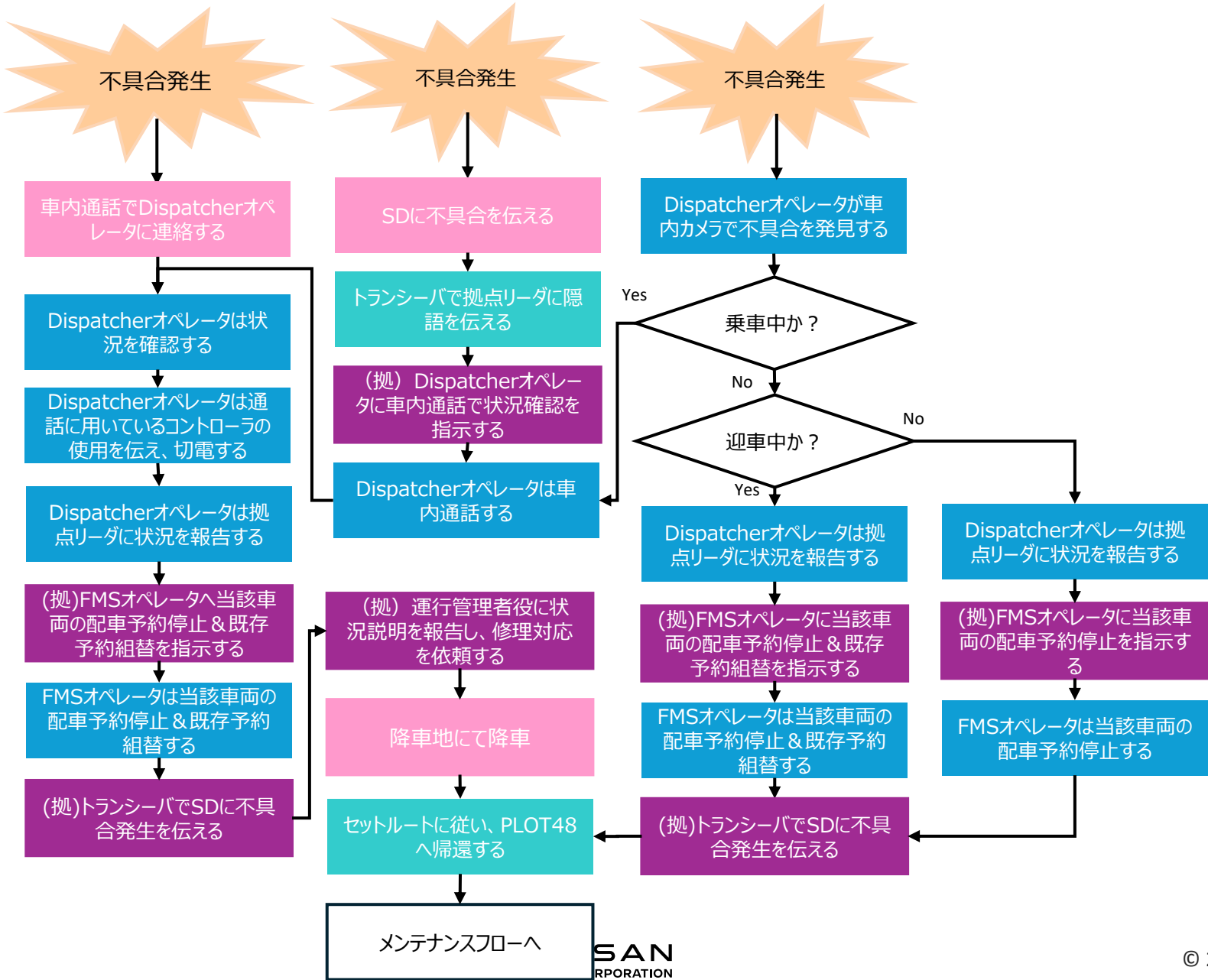
運行管理者役
/拠点リーダ

ユーザ

異常系：車載機器不具合（メインモニタ）



異常系：車載機器不具合（サブコントローラ）



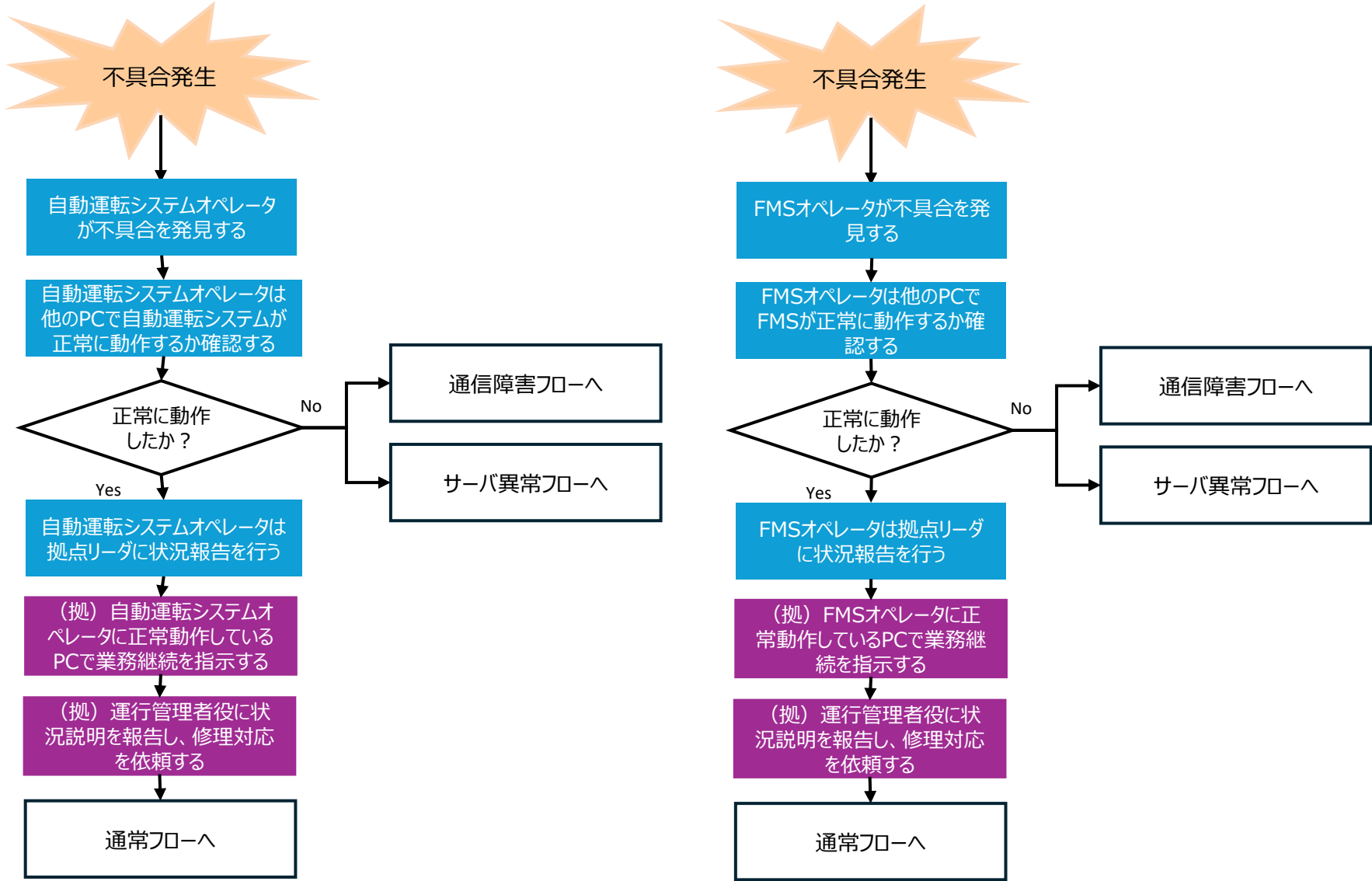
オペレータ

SD

運行管理者役
/拠点リーダ

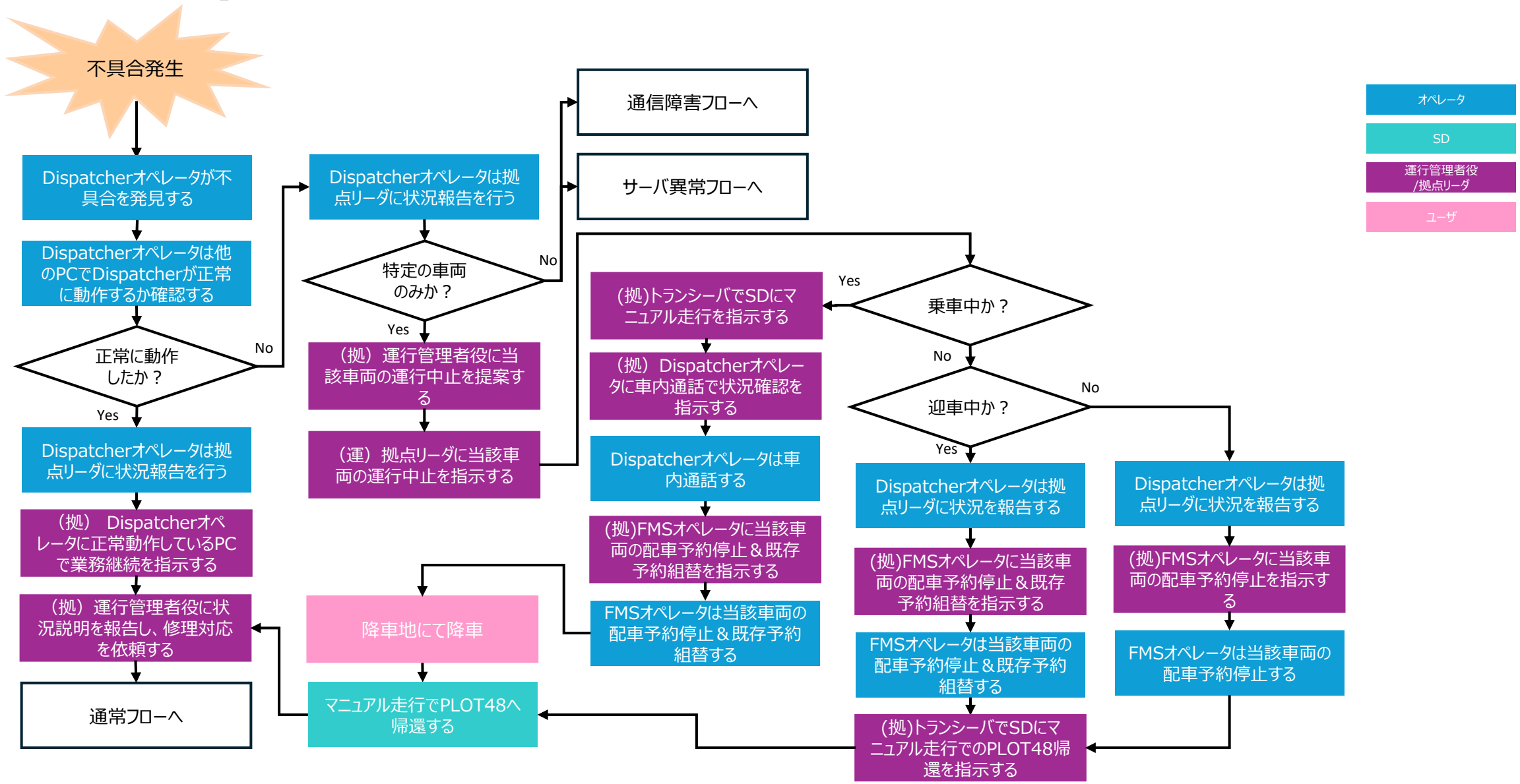
ユーザ

異常系：自動運転システム PC / FMS PC不具合

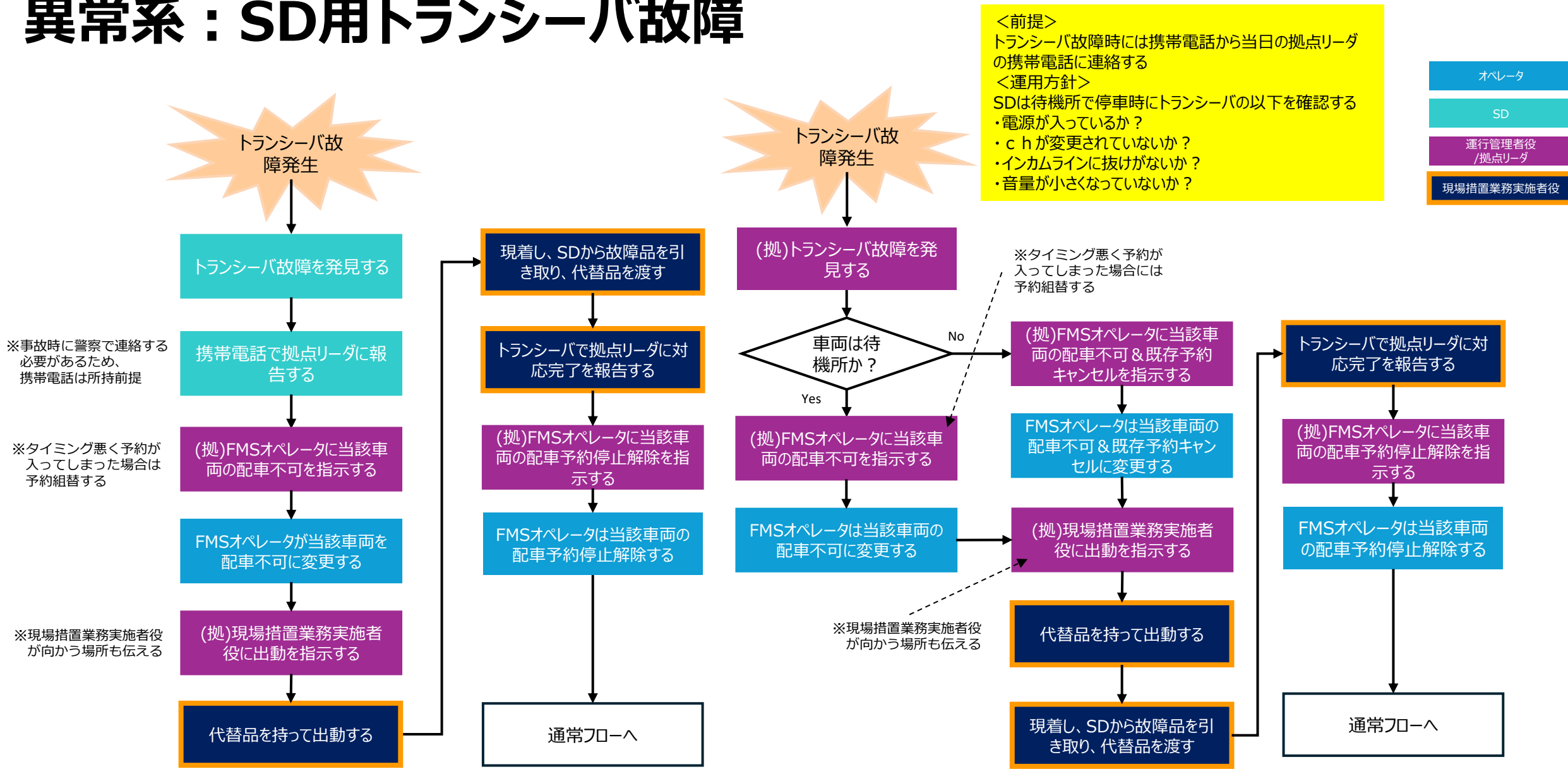


オペレータ
運行管理者役
/拠点リーダー

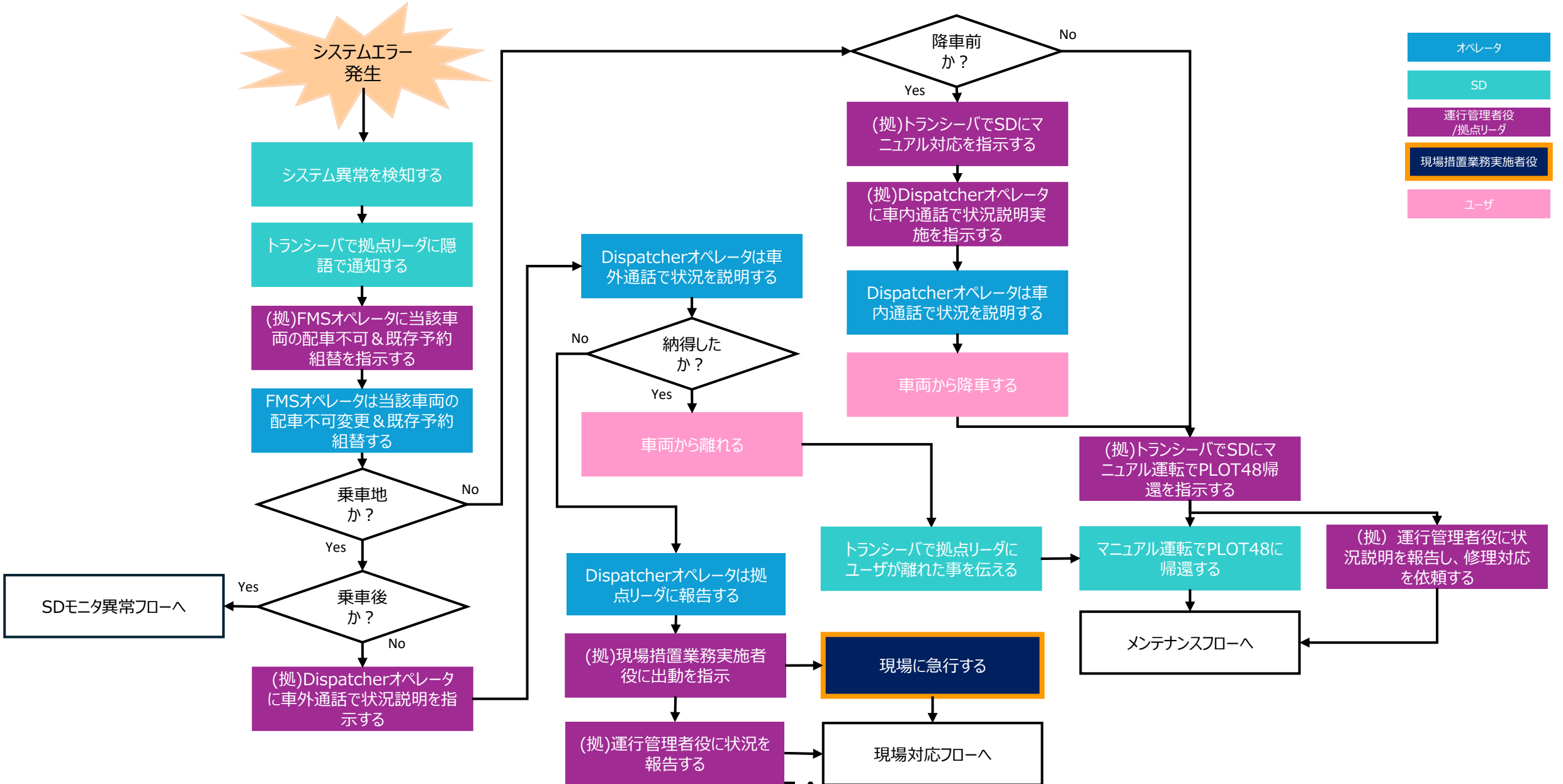
異常系：Dispatcher PC不具合



異常系：SD用トランシーバ故障

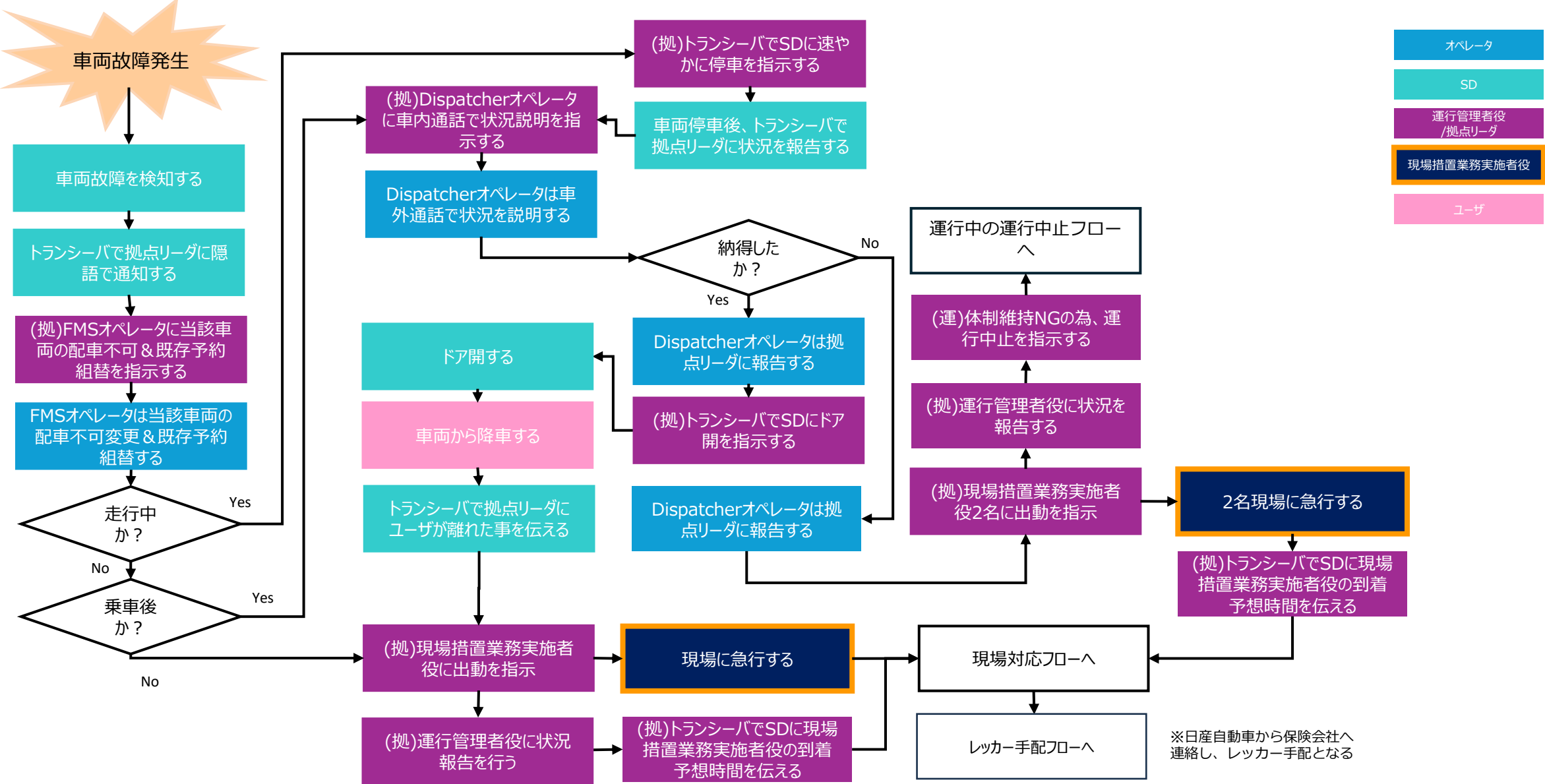


異常系：乗降地でのシステムエラー（自走可）

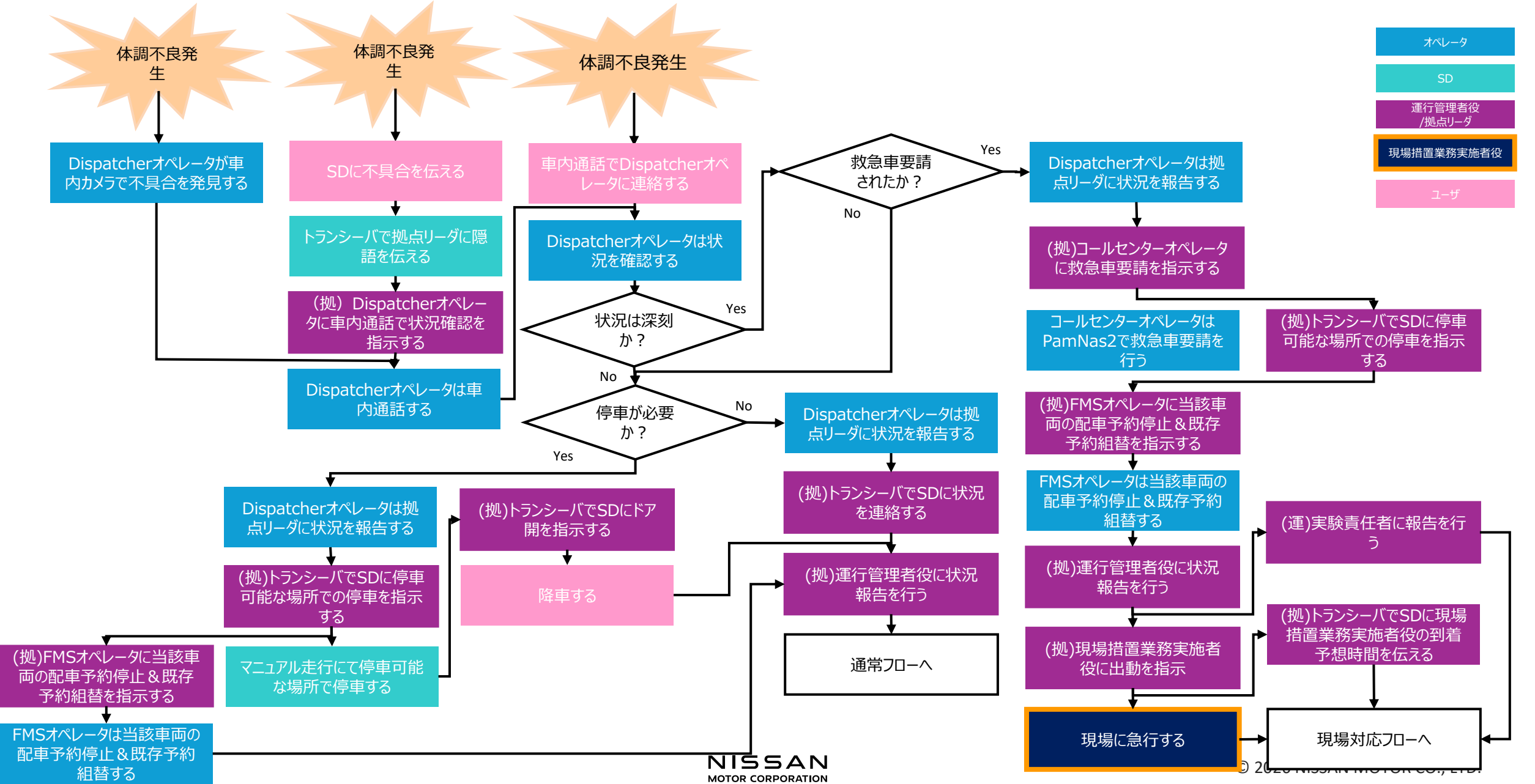


- オペレータ
- SD
- 運行管理者役 / 拠点リーダ
- 現場措置業務実施者役
- ユーザ

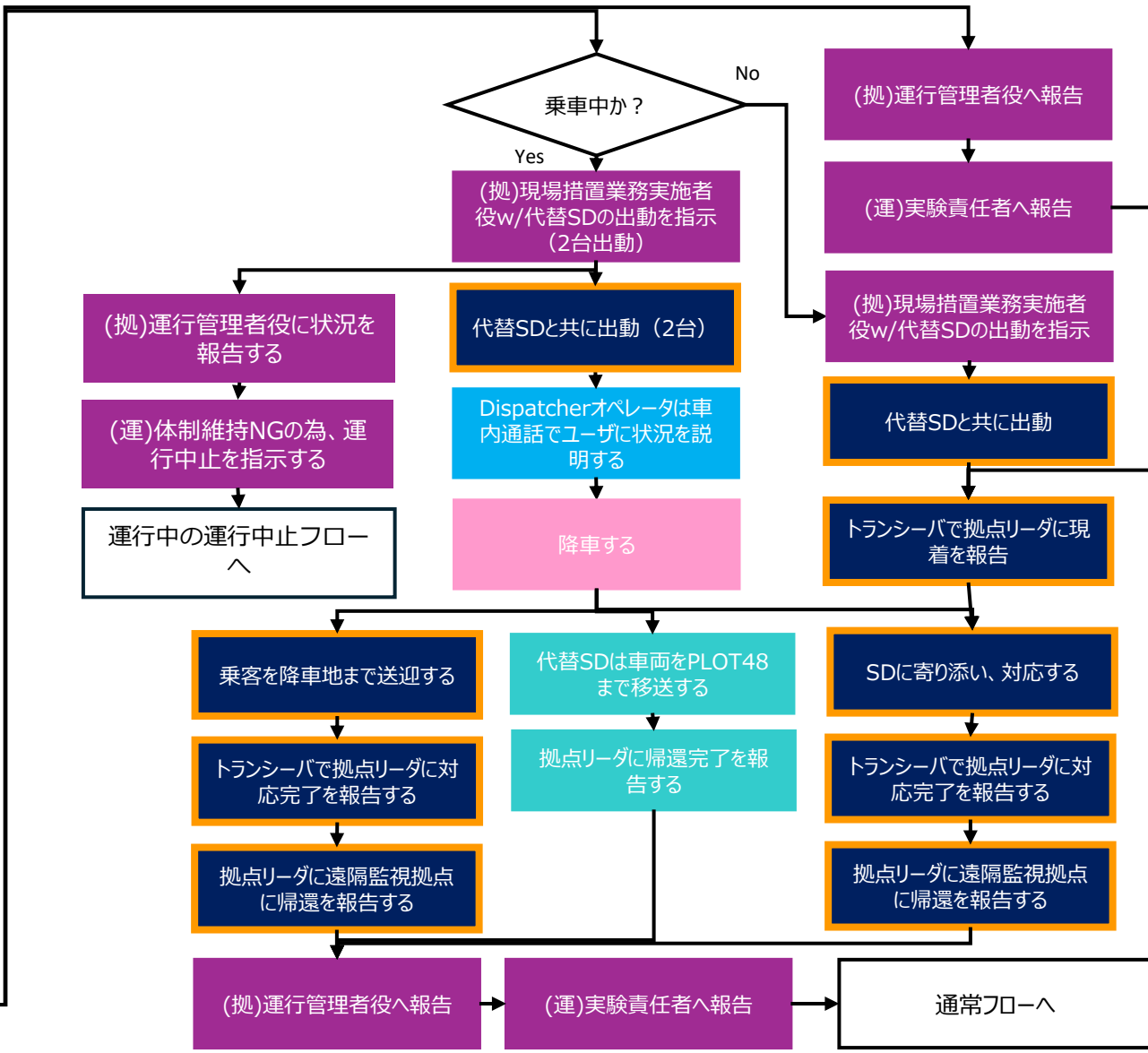
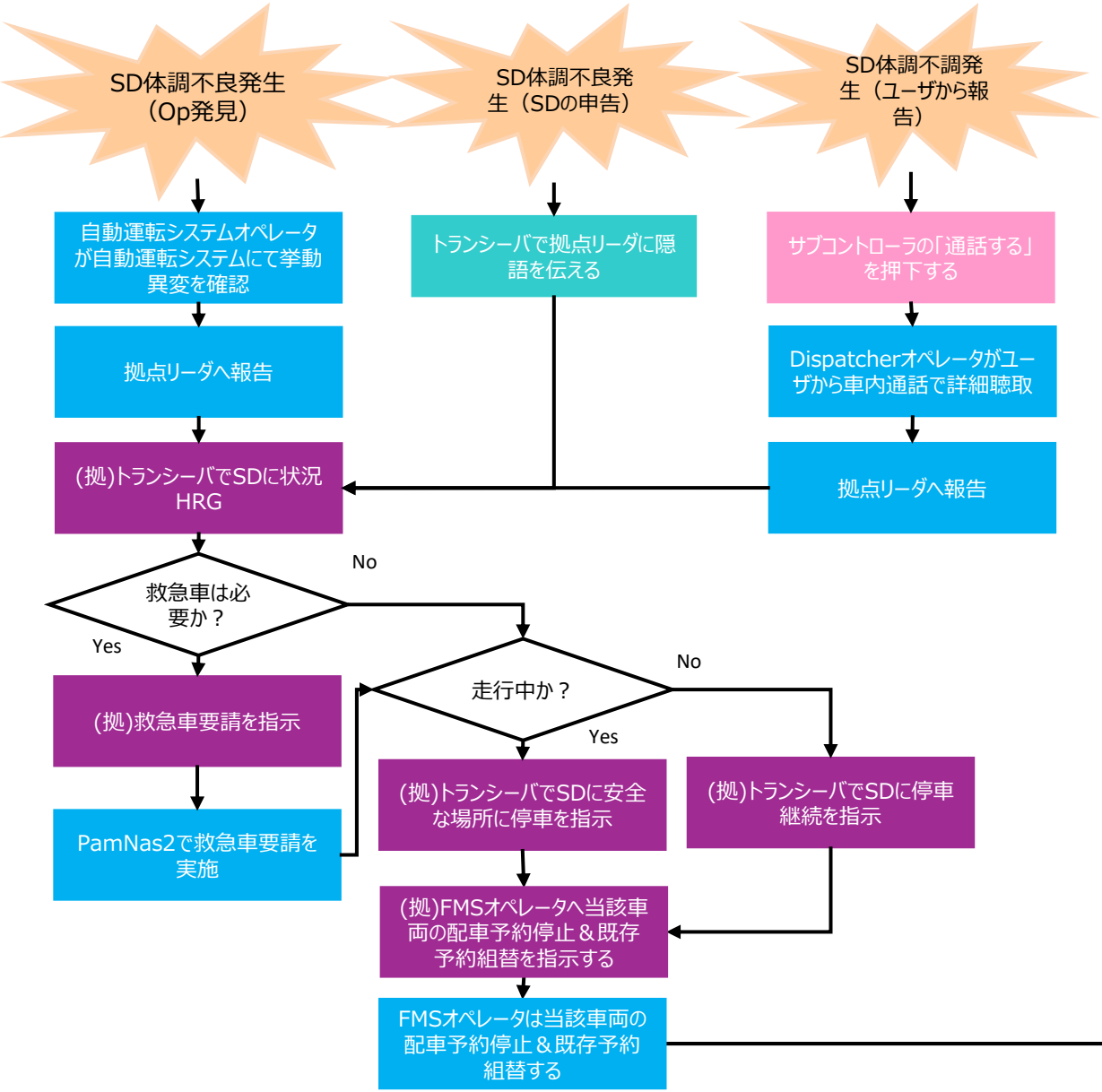
異常系：車両故障による自走不可



異常系：乗客の体調不良



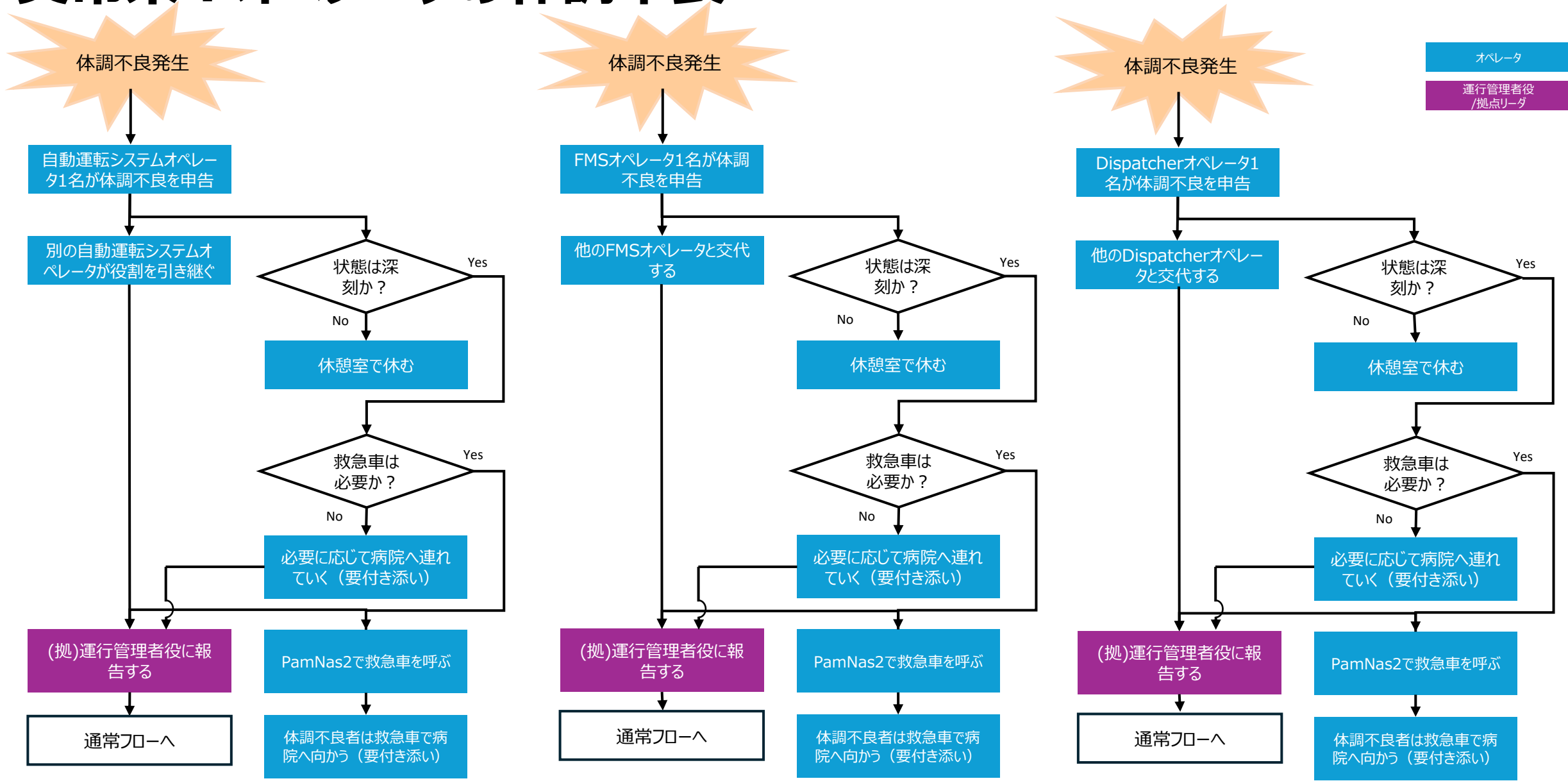
異常系：SDの体調不良



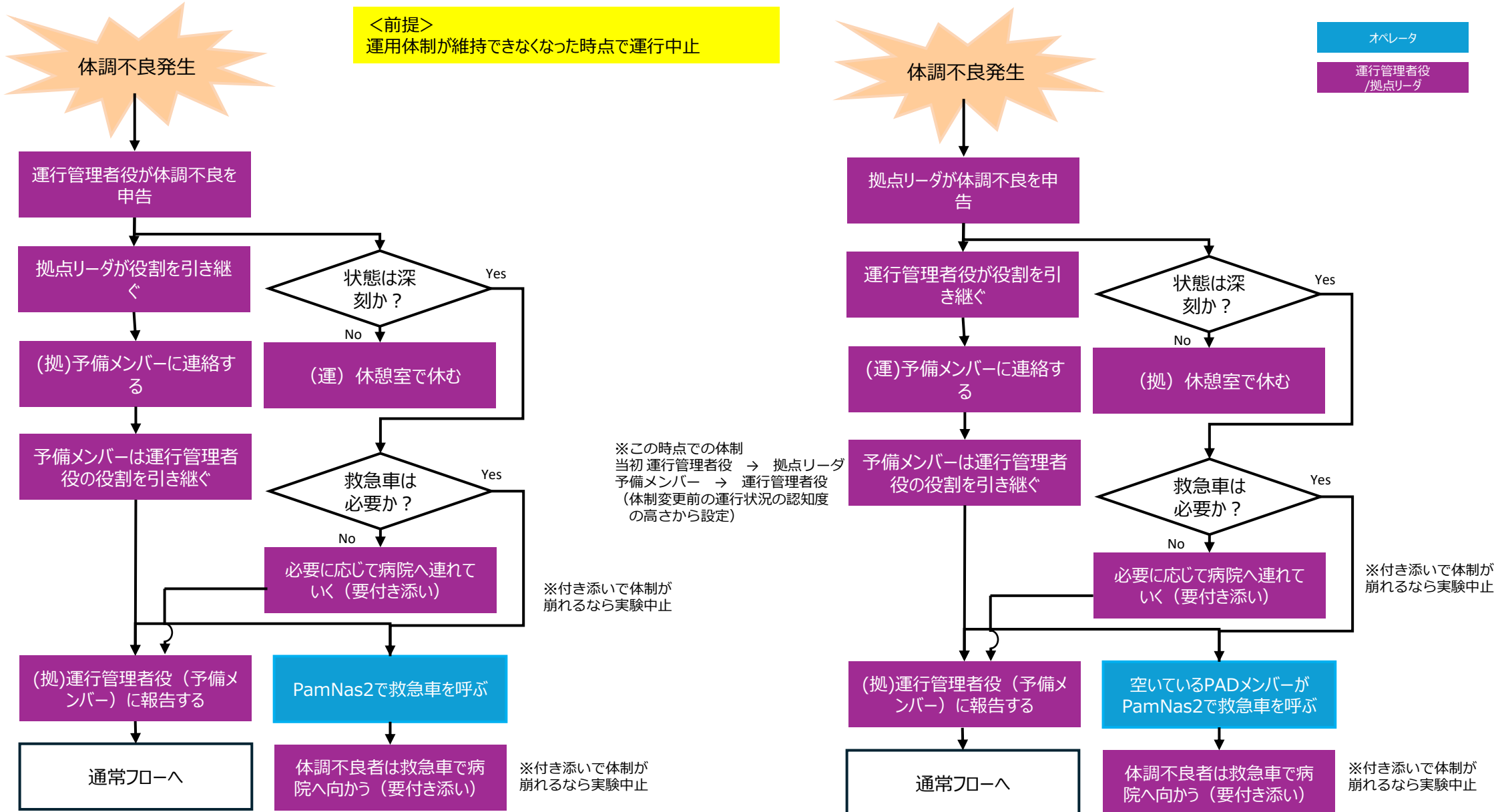
異常系：オペレータの体調不良

＜前提＞
運用体制が維持できなくなった時点で運行中止

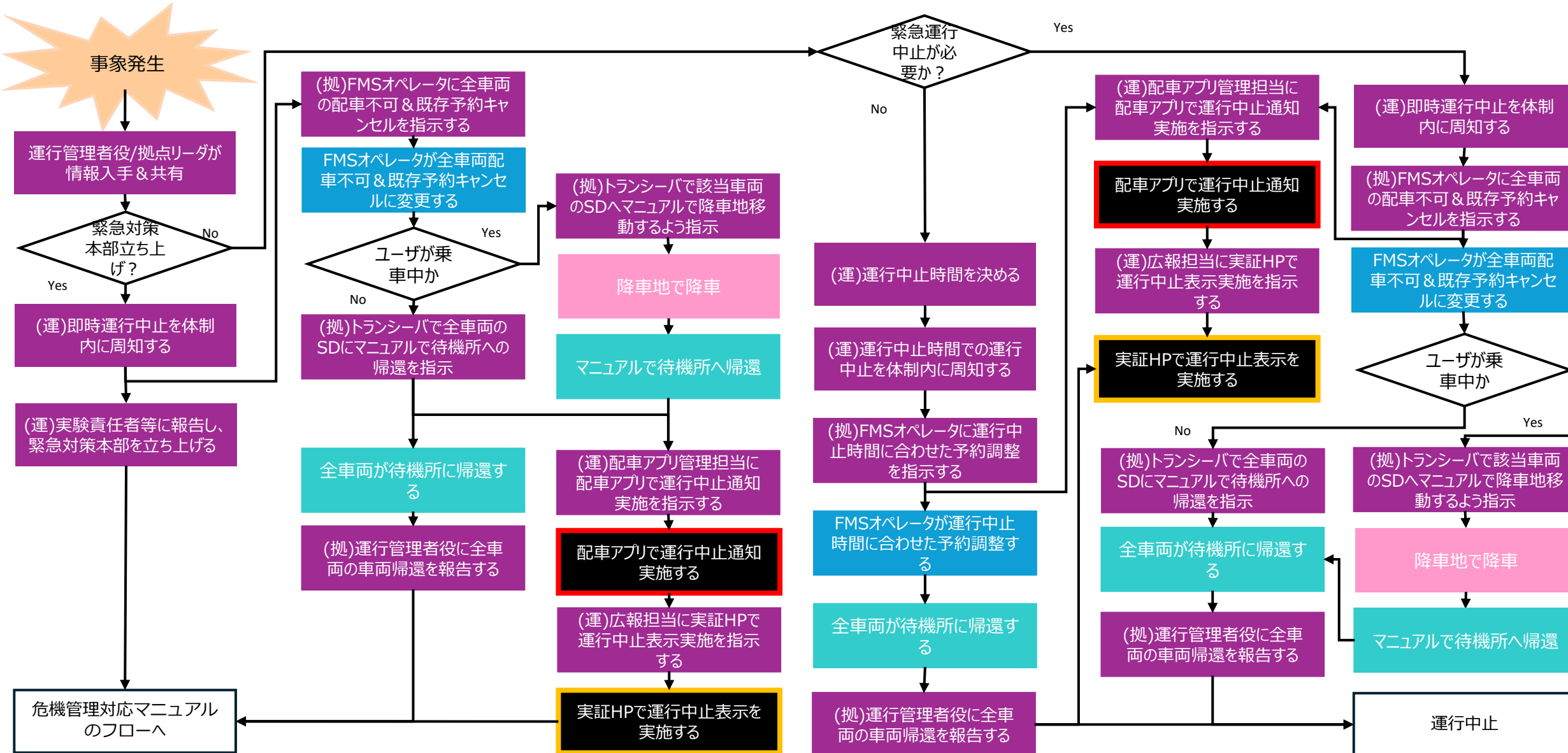
オペレータ
運行管理者役
/拠点リーダー



異常系：運行管理者／拠点リーダの体調不良

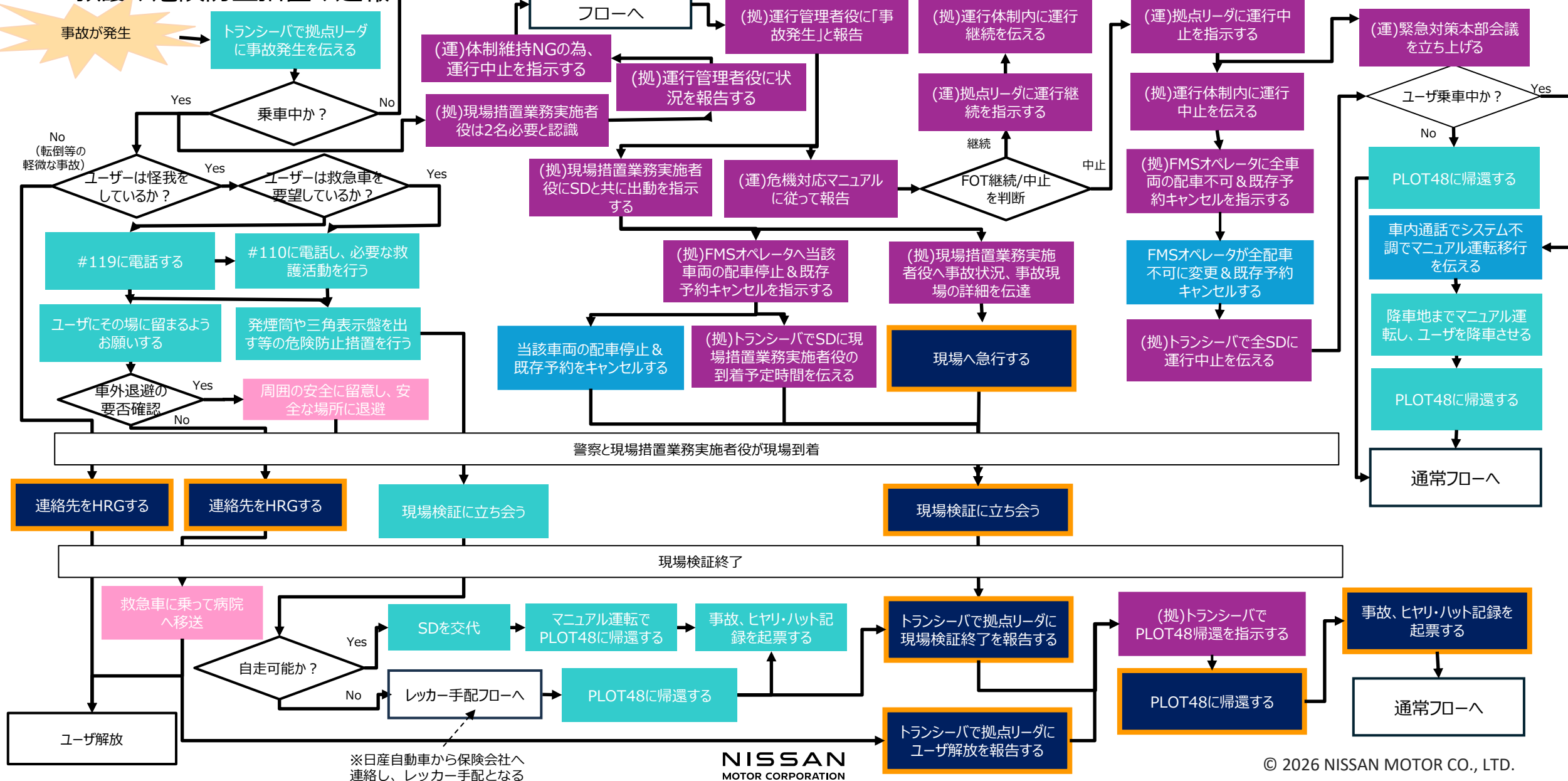


異常系：運行中の運行中止



異常系：事故（乗客有り）

- ・救護→危険防止措置→通報



異常系：事故（乗客無し）

・救護→危険防止措置→通報

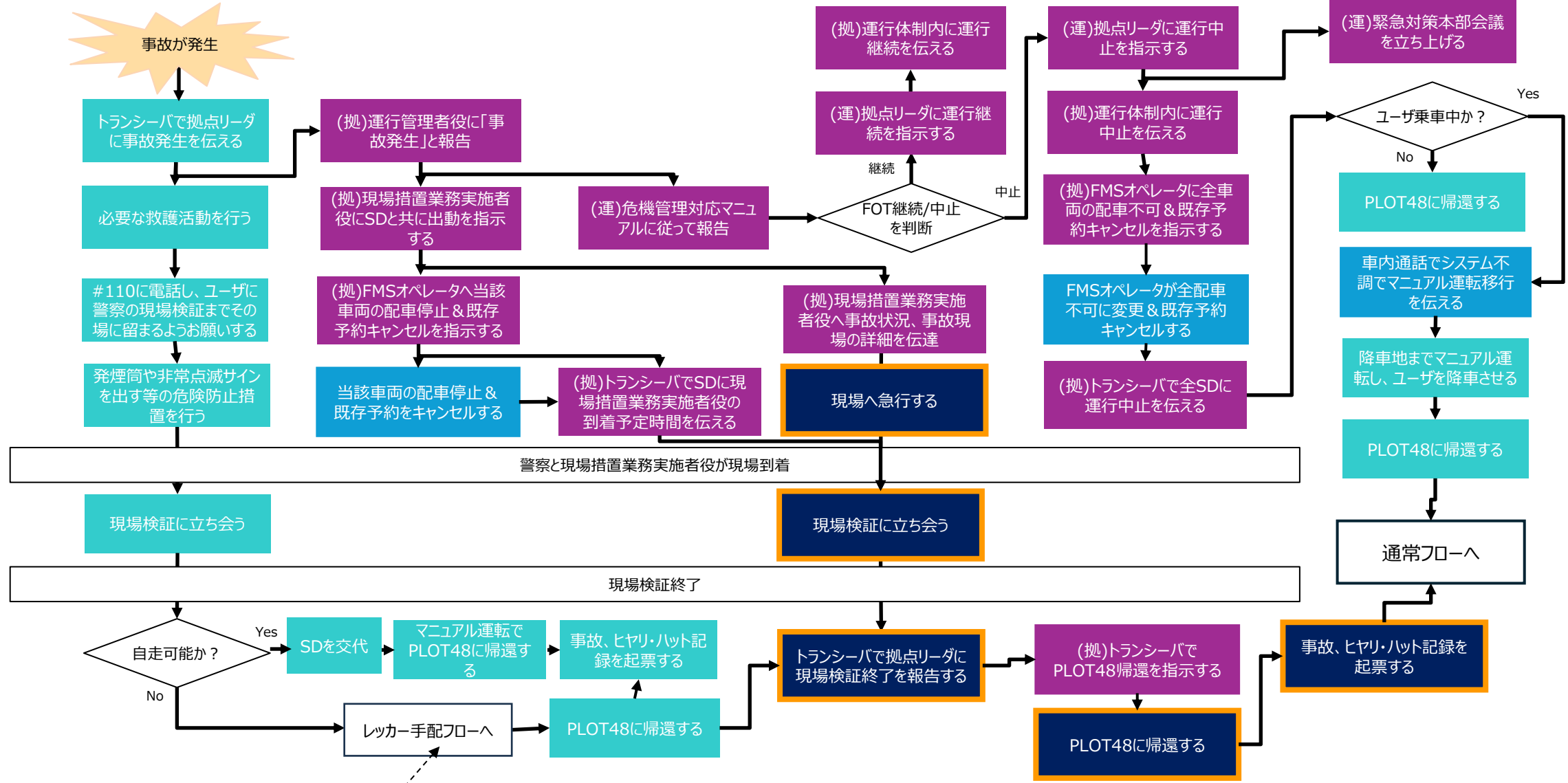
オペレータ

SD

運行管理者役
/ 拠点リーダ

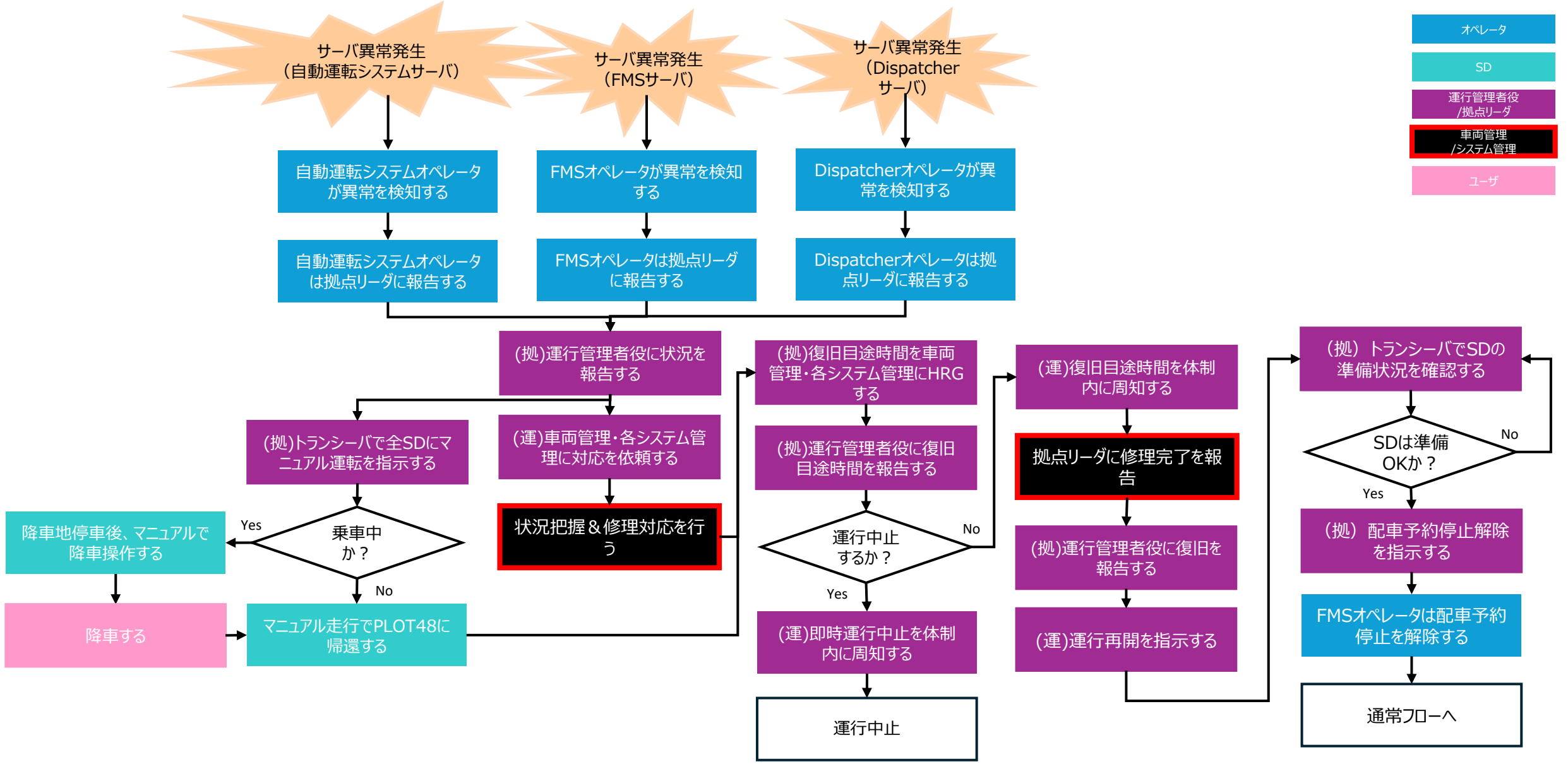
現場措置業務実施者役

ユーザ



※日産自動車から保険会社へ連絡し、レッカー手配となる

異常系：大規模通信障害/サーバ異常

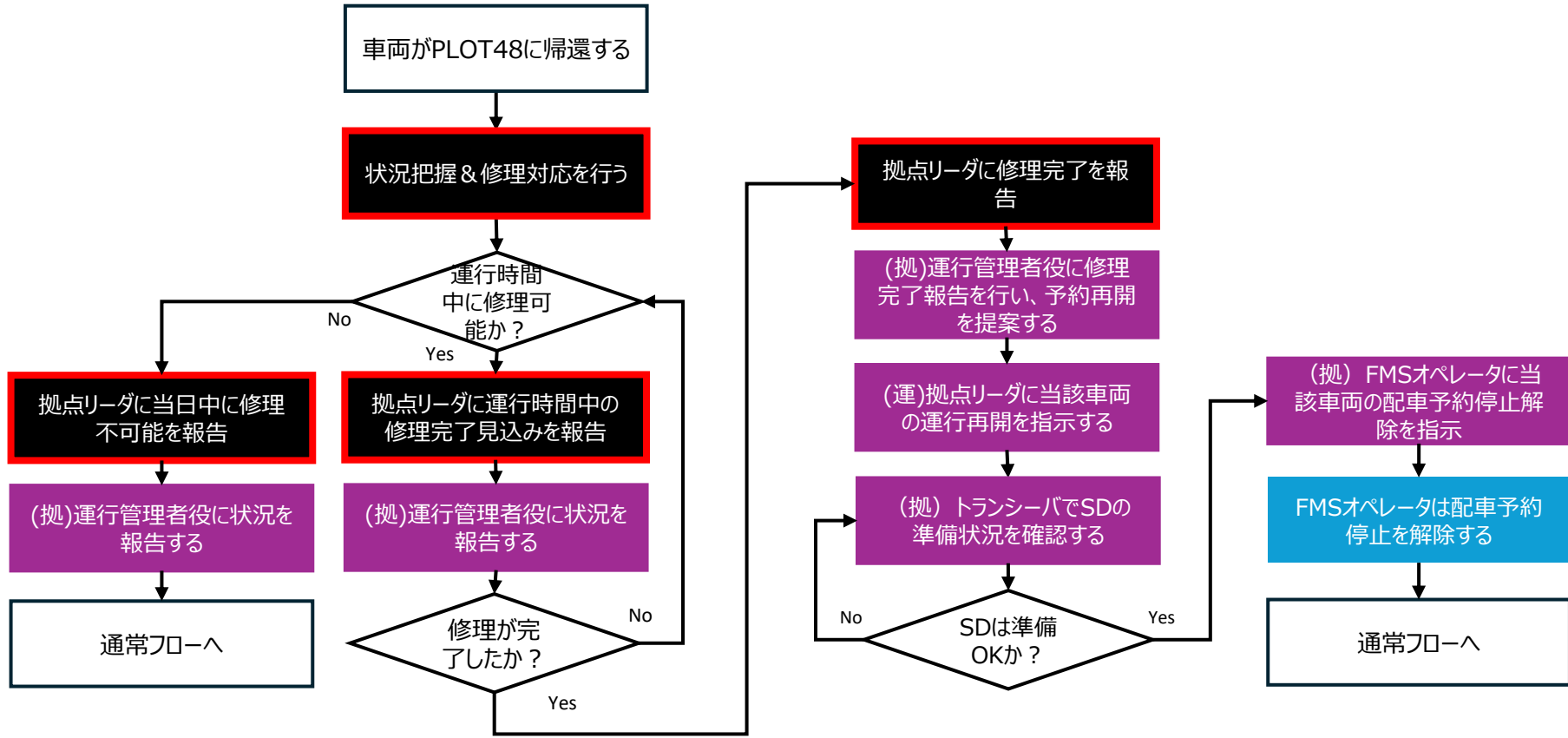


異常系：天災発生（大地震）

災害(大地震など)が発生した（危機レベル2または3に該当）

- ・災害が発生した場合は、すべての運行を見合わせる。
- ・拠点リーダはトランシーバでSDに災害発生を伝える。
- ・SDはマニュアル操作で車両一旦停車し、拠点リーダに報告。安全確認後ユーザを降車させてから、可能ならPLOT48へ帰還する。
- ・拠点リーダは運行管理者役に状況報告し、緊急対応本部の立ち上げ検討を行う ➡ 危機管理対応マニュアルへ

【個別フロー】メンテナンス

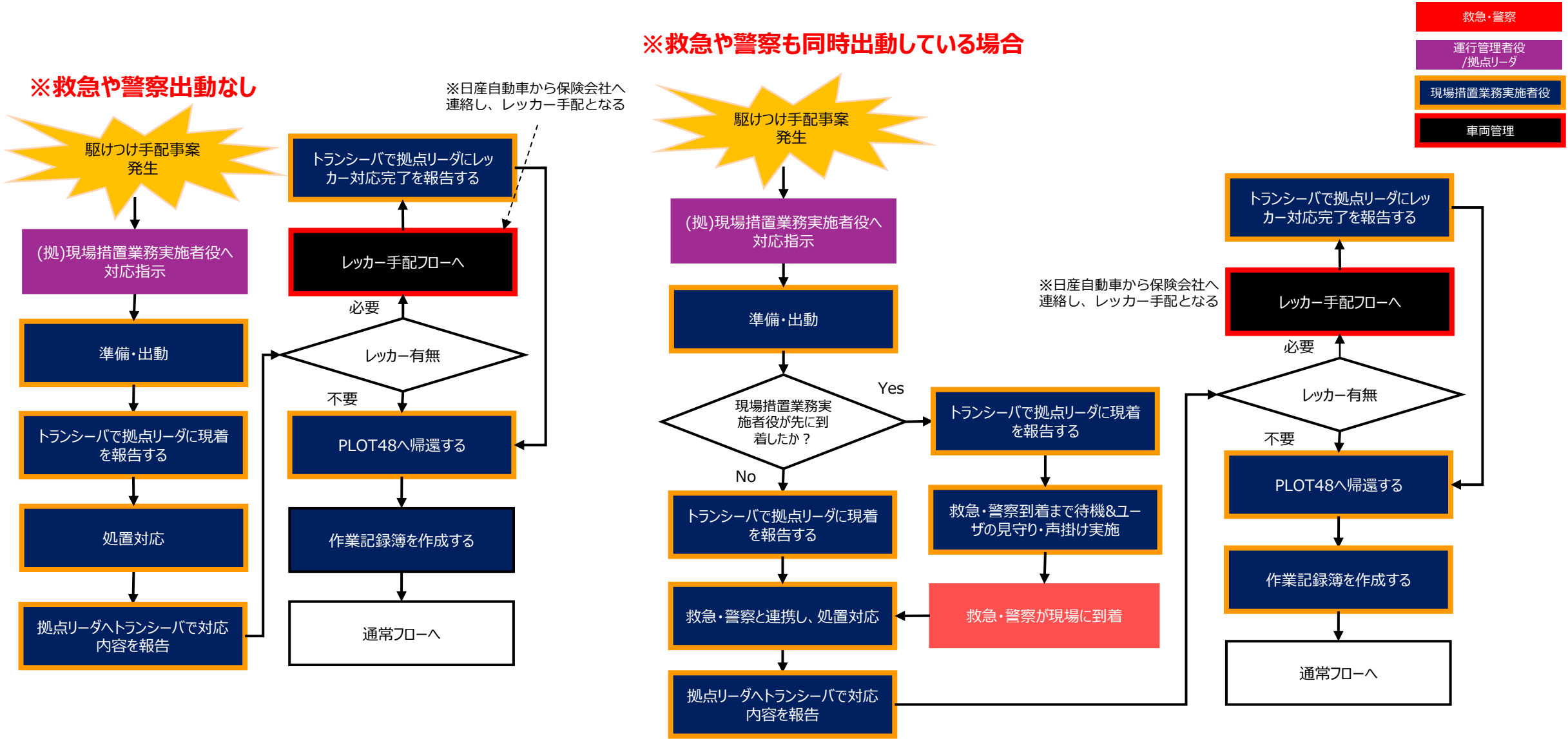


オペレータ

運行管理者役
/拠点リーダー

自動運転システム管理/
車両管理/On board
sys管理

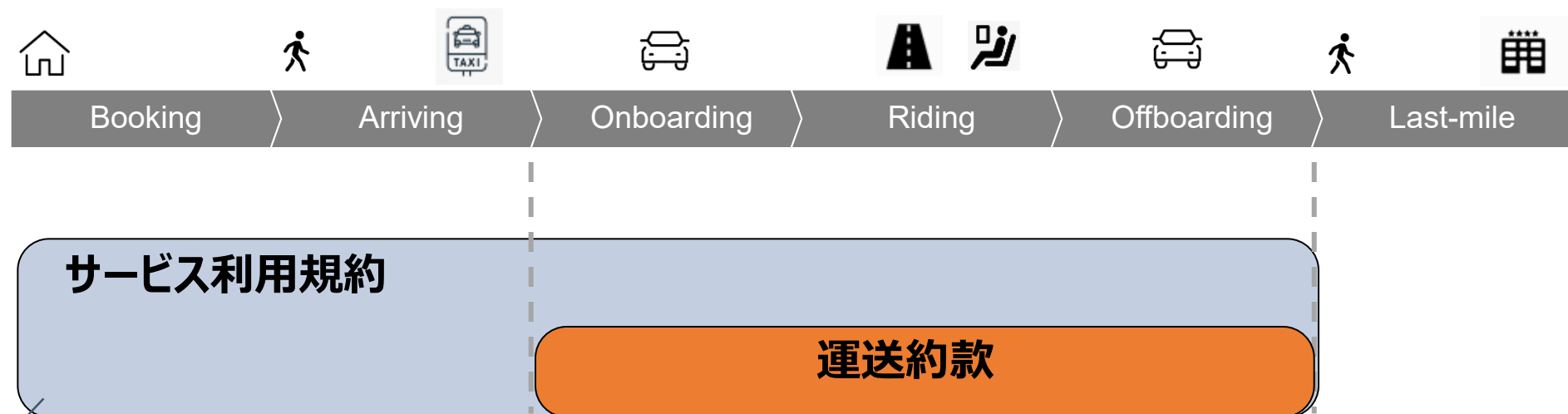
【個別フロー】現場対応



以降のページで、

**フローチャートとしてマニュアル化した内容を支える
本実証実験の運用方針、規約類を提示する**

運用方針の整理 ～利用規約と運送約款の構造



民法の守備範囲

道路運送法の守備範囲 = 認可が必要

第十一条 一般旅客自動車運送事業者は、**運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない**。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも運賃及び料金の収受並びに**一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているもの**であること。

3 国土交通大臣が一般旅客自動車運送事業の種別に応じて**標準運送約款**を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、当該事業を経営する者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

運用方針の整理 ～標準運送約款 as of 令和2年11月27日（1/2）

※2025年7月23日に公示されたパブリックコメントによる標準運送約款の更新については、実行が確認できていないため、左記の告示第1405号の改正標準運送約款を使用

（適用範囲）

第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（係員の指示）

第2条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（運送の引受け）

第3条 当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

（運送の引受け及び継続の拒絶）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- （1）当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- （2）当該運送に適する設備がないとき。
- （3）当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- （4）当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- （5）天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- （6）旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- （7）旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
- （8）旅客が第4条の3第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
- （9）旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- （10）旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- （11）旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- （12）旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る）の患者（これらの患者とみなされる者を含む）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2 当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう次項において同じ）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

運用方針の整理 ～標準運送約款 as of 令和2年11月27日（2/2）

※[2025年7月23日に公示されたパブリックコメント](#)による標準運送約款の更新については、実行が確認できていないため、左記の告示第1405号の改正標準運送約款を使用

（手回品の持込み制限）

第4条の3 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

2 当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

（運賃及び料金）

第5条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

（運賃及び料金の収受）

第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

（旅客に対する責任）

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

運用方針の整理 ～旅客の禁止行為

旅客自動車運送事業運輸規則 第五章 旅客

(禁止行為)

第五十三条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、**自動車の事故の場合その他やむを得ない場合のほか、事業用自動車内において、次に掲げる行為**（一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客にあつては、第五号に掲げる行為を除く。）**をしてはならない。**

- 一 走行中みだりに運転者に話しかけること。
- 二 物品をみだりに車外へ投げること。
- 三 自動車の操縦装置、制動装置その他運行に必要な機械装置に手を触れ、又は非常口その他事故の際旅客を車外に脱出させるための装置を操作すること。
- 四 走行中乗降口の扉を開閉すること。
- 五 一般の旅客に対して寄附若しくは物品の購買を求め、演説し、勧誘し、又は物品を配付すること。
- 六 禁煙の表示のある自動車内で喫煙すること。
- 七 第四十九条第四項（特定自動運行事業用自動車を利用する旅客にあつては、第十五条の二第七項）の規定による制止又は指示に反すること。
- 八 走行中の自動車に飛び乗り、又は飛び降りること。

第四十九条（乗務員）
第四項
前項の乗務員は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、及び事業用自動車内の秩序を維持するように努めなければならない。

第十五条の二（特定自動運行保安員の業務等）
第七項
特定自動運行旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、旅客が特定自動運行事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、特定自動運行保安員に対し、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、及び特定自動運行事業用自動車内の秩序を維持するように努めさせなければならない。

運用方針の整理 ～旅客に対する持込制限

旅客自動車運送事業運輸規則 第五章 旅客

(物品の持込制限)

第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

- 一 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の火薬類をいう。ただし、五十発以内の実包及び空包であつて、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。）
- 二 百グラムを超える玩がん具用煙火
- 三 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体（喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く。）
- 四 百グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（ニトロ・セルローズを主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。）
- 五 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質
- 六 放射性物質等（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。）
- 七 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質
- 八 高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。）
- 九 クロル・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質
- 十 刃物
- 十一 五百グラムを超えるマッチ
- 十二 電池（乾電池を除く。）
- 十三 死体
- 十四 動物（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の身体障害者補助犬をいう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩がん用の小動物を除く。）
- 十五 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの
- 十六 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの

バス・タクシー車内への持込禁止物のご案内

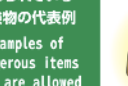
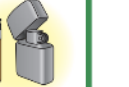
Notice Regarding Prohibited Dangerous Items on Buses and in Taxis

危険物のバス・タクシーの車内への持込みは、法令により禁止されています。
Carrying dangerous items onto buses and into taxis is prohibited under law.

危険物の持込みには
法律により罰則
(20万円以下の罰金)
が適用されます。
Any person who carries
Dangerous Goods can be
liable for a penalty of
up to 200,000 yen.

持込みが禁止されている危険物の代表例 Examples of dangerous items			
 刃物 Blades	 火薬類 Explosives	 可燃性液体 Flammable Liquids	 大量のマッチ・大量の花火 Large Quantity of Matches/Fireworks
 高圧ガス High-pressure Gas	 酸類(腐食性物質) Acids	 有毒ガス Toxic Gas	これらのほか、他のお客様に危害を及ぼすおそれのあるものや、ご迷惑をおかけするものは、持込みを禁止しております。 Besides these examples, any items that could harm or bother other passengers are prohibited.

制限付きで持込みが認められている危険物の代表例
Examples of dangerous items that are allowed with restrictions

 箱詰めされている刃物 Approximately Packed Blades	 ライター Cigarette Lighters
 リットル以下の清酒用アルコール Bottling Alcohol 0.7 litres or less	 ライター Cigarette Lighters

走行中みだりに運転者に話しかけたり、物品をみだりに車外に投げることも、法令により禁止されています。
Talking to the driver without good reason and throwing items out of the vehicle are also prohibited under law.

国土交通省 (公社) 日本バス協会
(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会
(一社) 全国個人タクシー協会

運用方針の整理 ～運送の拒絶・終了と完遂

旅客・事業者に関わらず、義務の不履行は運送拒絶・終了
ただし、人道的な観点で対応が必要な場合は対応し、それ以外はサービス規約等でリスク管理する

※全ての事象で人命保護努力はする前提

運行に支障のある事象			運送拒絶・終了	運送完遂	(参考) 事業者に対する損害賠償リスク	
旅客	義務不履行	禁止行為の実行	注意にも従わない		極低	利用規約&運送約款での合意事項
		規格外対応要求 車いす等			極低	利用規約&運送約款での合意事項
	やむを得ない事由	体調不良(重篤)			低	最も遅い検知は降車時に反応が無い時となるが、現タクシーと同等。最終的には司法判断の可能性
		体調不良(軽度 車酔い等)		希望時は終了OK	極低	－
		操作ミス 出発ボタン押さない等		管制サポート	極低	－
		忘れ物 次の旅客が発見		運送完遂後、回収	極低	忘れ物責任は旅客側
事業者	義務不履行	法規不適格 体制不備等		他事業者での運送支援等のサポート	高	事業者の法令順守違反
		故障・システムエラー			低	利用規約&運送約款での合意事項ではあるが、発生パターンが多数のため、司法判断の可能性
	やむを得ない事由	天災			低	利用規約&運送約款での合意事項ではあるが、発生後の状態が読めないため、司法判断の可能性
		事故(ケガ有)			中	不手際がなかったことを証明できない限り、賠償の責に任ずる
		事故(ケガ無)		健全車両にて	極低	利用規約&運送約款での合意事項
		レベル4 自動運転特殊 停車不可等		対応者派遣	極低	利用規約&運送約款での合意事項

現行タクシーと対応が明確に異なる事象

運用方針の整理 ～体制内の基本的な考え方

<ドライバ>

1) ユーザとの会話:

- ・無人運転を想定のため基本的に会話はしない
- ・どうしても会話が必要な雰囲気の場合、安全を大前提として会話は臨機応変での対応とする(会話は最低限での対応とする)

2) 運行管理者役/拠点リーダーとの会話

- ・安全を大前提として、必要に応じて会話は可能とする。

<オペレータ>

1) ユーザとの会話

- ・敬意と誠意をもって対応し、決して人を威迫して困惑させたりしないようする

<全員>

1) 服装身だしなみ

- ・役務者はスタッフジャンパーを着用する
- ・一般常識として就業に適した服装および身だしなみに努める

サービス利用規約（実証実験参加規約 1/6）

第1条 本サービス

1. 本サービスは、利用者（第3条第1項に定義。以下本項において同じ）が、日産の提供するEasy Ride配車アプリケーション（以下「本アプリ」といいます）を通じて、日産自動運転車両（以下「本車両」といいます）への利用申し込み（以下「利用申込」といいます）を行い、利用者が選択した乗車地から目的地まで本車両へのご乗車を実証実験中ご利用いただけるサービスです。
2. 実証実験の実施日時、場所その他の実施方法は、主催者の裁量により定めるものとし、利用者または同乗者が希望する日時、場所等において、実証実験に参加できることを保証するものではありません。
3. 実証実験への参加申込または参加過程において別途応募要項、注意事項、禁止事項、その他主催者からの案内・指示等（以下、総称して「個別条件」といいます）が定められている場合は、利用者に、本規約および個別条件の双方が適用されるものとします。なお、本規約と個別条件に定める内容が異なる場合には個別条件に定める内容が優先して適用されるものとします。

第2条 規約の変更

主催者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ利用者が登録したメールアドレス宛に通知するか、またはアプリ上、その他主催者が適当と判断する方法にて周知することにより、本規約または個別条件を変更することができるものとします。なお、本規約または個別条件が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約または個別条件が適用されます。

- ①本規約または個別条件の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
- ②本規約または個別条件の変更が、本サービスの利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第3条 参加申込

1. 本サービスは、主催者の応募要件に従って応募し、当選した者のうち、主催者が実施する事前説明会に参加し、本サービスの利用申込を行い、主催者から実証実験の参加を認められた者（以下「利用者」といいます）のみが、実証実験に参加できるものとします。
2. 主催者が認めた場合、利用者は、利用者自身と同居の親族、かつ6歳以上の者を実証実験への同乗者とすることができるものとします。ただし、乗車人数は利用者含めて最大で3名とします。なお、次の各号のいずれかに該当すると主催者が判断した場合には、本サービスの利用の引き受けまたは継続をお断りさせていただきます。
 - ①利用者または同乗者が飲酒しているとき
 - ②利用者または同乗者が車いすをご利用、または乗車にあたり介護が必要なとき
 - ③同乗者が6歳未満、および、6歳以上であってもチャイルドシートが必要なとき
 - ④利用者または同乗者が主催者の指示に従わないとき
 - ⑤前各号の他、主催者が本サービス利用不可と指定する場合に該当するとき、または安全上の理由から必要と判断したとき
3. 本サービスの利用申込は、主催者が開催する事前説明会で案内する参加登録フォームによって行うものとし、利用者は、利用者自身、および同乗者を代表して本規約および個別条件に同意の上、主催者の定める手続きを経て申込を行うものとします。なお、利用者は、主催者が実施する事前説明会の内容を確認し、理解した上で利用申込を行うものとします。
4. 利用者は、自らが同乗者を代表して本規約および個別条件に同意の上、本サービスの利用を申し込むこと、および本規約および個別条件において利用者に適用される定めは、同乗者にも適用されることについて、事前に同乗者（同乗者が未成年者の場合、親権者等の法定代理人）から同意を得るものとします。
5. 利用者は、本アプリ上で利用予約の取り消しを行う、または、主催者に通知することにより、主催者に何ら責任を負うことなく、いつでも本サービスの利用を取りやめることができるものとします。

サービス利用規約（実証実験参加規約 2/6）

第4条 ID、パスワード

1. 利用者は、主催者が付与するIDおよび利用者が設定するパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 利用者は、IDおよびパスワードを第三者に利用させ、または、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。
3. IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、主催者は責任を負いません。
4. 利用者は、IDまたはパスワードを第三者に知られた場合、直ちに主催者にその旨連絡するとともに、主催者の指示がある場合にはこれに従うものとします。

第5条 フィードバック等

1. 主催者が、利用者に対して、アンケート、インタビュー等その他の方法により、本サービスに関連してフィードバック（以下「フィードバック」といいます）を求める場合、利用者はこれに協力するものとします。
2. 主催者は、前項のフィードバック（本サービス中、またはインタビュー時に取得した利用者の肖像を含む写真・映像・音声等を含むものとします）を、実証実験のため、無償で複製その他の方法により利用することができるものとします。この場合、利用者は、主催者に対し、著作者人格権を行使しないものとします。ただし、個人情報については、次条の定めが適用されます。

第6条 個人情報について

1. 本実証実験の実施に際し、主催者が取得する個人情報の取り扱いについて、利用者は本条の定めを理解し、同意するものとします。なお、本アプリで取得する個人情報については本アプリの利用規約をご確認ください。
2. 主催者は、本サービスの提供または実証実験の実施に伴って、本車両に搭載された車載カメラで撮影した利用者及び同乗者の映像・音声を取得します。なお、当該撮影された映像・音声および本車両の走行に関する情報は、自動的に遠隔監視のための専用管制室に送信され、主催者、共同実施者（BOLDLY株式会社、株式会社プレミア・エイド及び京浜急行電鉄株式会社をいい、以下、総称して「共同実施者」といいます）、その他関係者（関係官庁、報道メディア等を含みます）によって閲覧されます。
3. 利用者は、前項に基づき撮影された映像、および主催者が撮影した利用者、または同乗者の画像や写真が、主催者により実証実験のパンフレットやウェブサイトなどの情報媒体に無償で掲載されることに同意するものとします。
4. 主催者は、本サービスの提供または実証実験の実施に伴って取得する次に掲げる取得情報を、次に掲げる目的で利用します。

<取得情報>

- ①利用者がモニター応募の申込の際に登録した情報（氏名、メールアドレス、年齢、電話番号、住所、家族構成等の属性データ等）
- ②第5条に定めるフィードバックの内容
- ③第2項に基づき撮影された映像・音声や写真

<利用目的>

- ①実証実験および本サービスの提供のため
- ②実証実験および本サービスに係る情報配信のため
- ③利用者へのアンケート、インタビュー等の実施のため
- ④利用者からの問合せに対応するため

サービス利用規約（実証実験参加規約 3/6）

- ⑤ 今後実施する類似の実証実験の検討および企画立案のため
 - ⑥ 本アプリまたは本車両の各種機能の有効性評価および機能改善、その他の品質向上のため
 - ⑦ 本アプリの配車ルート計算技術、シミュレーション技術および料金計算技術の向上のため
 - ⑧ 主催者が提供するサービス、商品それらの機能の改良、開発のため
 - ⑨ マーケティング活動を目的とした、統計・分析をするため
 - ⑩ 前各号のほか主催者が定める以下のプライバシーポリシーに掲げる目的のため 日産 <<https://www3.nissan.co.jp/siteinfo/privacy.html>>
5. 主催者は、利用者および同乗者から取得した個人情報を、共同実施者との間で共同利用するものとします。その内容は以下のとおり。
- 共同利用する個人情報の具体的項目： 前項に規定の取得情報
- 共同利用の目的：前項に規定の利用目的
- 管理責任者：日産自動車株式会社 < <https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/>>
6. 主催者は、前項に定めるほか、以下に定める場合には、本条に基づき取得した個人情報を第三者に提供することができるものとします。
- ①本人の同意がある場合
 - ②裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
 - ③主催者が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合
 - ④合併、事業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合
 - ⑤個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められた場合
7. 主催者は、法令等により保存期間が定められている場合を除き、本条に定める個人情報について、利用目的との関係で当該個人情報を保有する合理的な理由が存在しなくなった場合は、当該個人情報を遅滞なく消去します。ただし、主催者は本条に定める個人情報を特定の個人を識別できないよう加工したデータまたは統計処理した統計データを引き続き保持することができるものとします。

第7条 本規約の違反等について

1. 利用者が以下の各号に該当した場合、主催者は、主催者の定める期間、本サービスの利用を認めないこと、または、利用者の資格を取り消すことができるものとします。
- ①実証実験への参加申込みの際の個人情報登録、および利用者となった後に登録した個人情報において、その内容に虚偽や不正があった場合、または、重複した登録、不一致の登録があった場合
 - ②他の利用者に不当に迷惑をかけたと主催者が判断した場合
 - ③利用者が本規約第11条（社会的勢力の排除）に違反していると主催者が判断した場合
 - ④本規約または個別条件に違反した場合
 - ⑤利用者として不適切であると主催者が判断した場合
2. 前項に基づく主催者の措置により利用者に損害が生じても、主催者は、損害を賠償しません。

サービス利用規約（実証実験参加規約 4/6）

第8条 本サービスの提供条件

1. 主催者は、メンテナンス等のために、利用者に通知することなく、本サービスを停止し、または変更することがあります。
2. 本サービスを利用するために必要な機器、通信手段、横浜の実証実験エリアへの移動手段などは、利用者の費用と責任で備えるものとします。
3. 主催者は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。
4. 主催者は、本サービスの一部として提供するソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）を現状有姿で提供するものであり、本ソフトウェアが正常に動作することおよび本ソフトウェアに瑕疵のないことを保証しません。
5. 利用者は、主催者または主催者が指定する者（ドライバー、遠隔監視オペレーターを含みますが、これに限られません。）の指示に従うことを前提に、本サービスを利用するものとします。

第9条 禁止事項

利用者は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- a.本ソフトウェア、主催者が保有するサーバー、およびこれらが生成する情報、通信内容等の解読、解析、逆コンパイル、逆アセンブルまたはリバースエンジニアリング
- b.他の利用者の個人情報、または利用者記述情報を違法、不適切に収集、開示その他利用すること
- c.他の個人または団体になりすまし、または他の個人または団体と関係があるように不当に見せかけること
- d.他の利用者のID、パスワードを入手しようとする事
- e.迷惑メール、チェーンメール、ウィルス等の不適切なデータを送信すること
- f. ボットなどの自動化された手段を用いて本ソフトウェアを利用すること
- g.実証実験を変更または妨げることを目的に利用すること
- h.本ソフトウェアのバグ、誤動作を利用すること
- i.詐欺的行為をすること
- j.法令に違反すること
- k.その他主催者が不適当と判断すること

第10条 主催者の責任

1. 主催者は、本サービスの実施にあたって、利用者に対して本サービス、本ソフトウェアで提供される各種機能および本サービスに関連して提供される情報に関して、正確性、目的適合性、有用性その他権利非侵害等について何ら保証するものではなく、いかなる責任も負わないものとします。
2. 本サービスは、主催者の判断により中止され、または天候・道路状況等により、本サービスの提供が遅延する場合があります、利用者が希望する日時、場所等において、実証実験に参加できないまたは目的地への到着が遅れた場合であっても、主催者は何ら責任を負わないものとします。
3. 本規約において主催者の責任について規定していない場合で、主催者の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、主催者は、1万円を上限として賠償するものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、主催者は、主催者の責めに帰すべき事由により利用者が本サービス利用中に交通事故にあった場合および主催者の故意または重大な過失により利用者に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。
5. 主催者は、本サービスに関して、利用者同士もしくはその他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて、関知しません。

サービス利用規約（実証実験参加規約 5/6）

第11条 社会的勢力の排除

利用者は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）または①の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても暴力団員等または①の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して②の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合には、本サービスの利用が停止されること、また直ちに利用者資格が取り消されることがありえることを異議なく承諾するものとします。これにより利用者に損害が生じた場合でも主催者は責任を負いません。

また、かかる表明・保証、確約に違反して主催者に損害が生じた場合には、利用者はその一切の損害を賠償しなければならないものとします。

- ① a.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
b.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
c.自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
d.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
e.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② a.暴力的な要求行為
b.法的な責任を超えた不当な要求行為
c.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
d.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて主催者の信用を毀損し、もしくは主催者の業務を妨害する行為
e.その他a.ないしd.に準ずる行為

第12条 登録事項の変更

1. 利用者は、利用者またはその同乗者の登録事項に変更のあった場合、すみやかに主催者の定める手続きにより主催者に届け出るものとします。この届出のない場合、主催者は、登録事項の変更のないものとして取り扱うことができるものとします。
2. 利用者は、登録事項を変更したことを主催者に届け出なかった場合、本サービスの全部もしくは一部を利用できなくなる、または利用者の資格を失うことがあります。

第13条 主催者からの通知

主催者からの通知は、本サービスのウェブサイト<<https://www.easy-ride.com/>> 上で行うものとします。ご利用の際は必ず事前にウェブサイトをご確認ください。

第14条 実証実験の停止・中止

主催者は主催者の都合によりいつでも実証実験を停止・中止できるものとします。

サービス利用規約（実証実験参加規約 6/6）

第15条 準拠法
本規約の準拠法は日本法とします。

第16条 管轄裁判所
本サービスに関し、利用者と主催者との間で訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

サービス利用規約（配車アプリ利用規約 1/5）

第1条（規約の適用）

1. 本アプリは、利用者にご利用いただくことを目的として提供するものです。
2. 本アプリは、利用者が、当社が別途定める本実証実験に関する、自動運転モビリティサービス横浜実証実験・参加規約（以下「参加規約」といいます。）に同意されることを条件として、利用できるものとします。本規約及び、実証実験参加規約の内容に同意しない場合、本アプリを利用することはできません
3. 本規約は、本アプリの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします

- ①利用契約：当社から本アプリの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます
- ②利用者：本実証実験の応募要件に従って応募し、当選した者のうち、当社が実施する事前説明会に参加し当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ③本アプリサーバ：当社が本アプリを提供するために設置する電子計算機（サーバ）を言います
- ④本アプリ情報サイト：本実証実験に関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト＜<https://www.easy-ride.com>＞（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）をいいます。なお、本規約において本アプリ情報サイト上に定めることとしている条件については、本アプリ情報サイト上の定め（本アプリ情報サイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- ⑤対応端末：当社が本アプリを利用することができる端末として別途本アプリ情報サイトで指定する端末をいいます。

第3条（知的財産権等）

本アプリ又は本アプリの提供を通じて利用者に提供される情報・コンテンツ等（以下「本アプリコンテンツ」といいます。）に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、利用者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、利用者は、利用契約に基づく本機能の利用に必要な範囲に限って、本アプリ及び本アプリコンテンツを使用することができるものとします

第4条（禁止事項）

(1)利用者は、本アプリの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ①当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ②公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑤当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥本アプリサーバその他の当社の設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本アプリの提供を不能にする行為その他当社による本アプリの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本アプリを通じて、若しくは本アプリに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為

サービス利用規約（配車アプリ利用規約 2/5）

- ⑧本アプリ及び本アプリコンテンツ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本アプリ及び本アプリコンテンツ等を第5条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- ⑨本アプリ及び本アプリコンテンツ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
- ⑩本アプリ及び本アプリコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
- ⑪当社の定める手順に反する方法で本アプリをインストールし、使用する行為
- ⑫本アプリの接続先URL、および、当社が利用者に提供したユーザーID、パスワードを利用者以外の第三者に教えること
- ⑬本アプリを日本国外に持ち出すこと
- ⑭その他当社が不適切と判断する行為

第5条（利用料）

- (1)本アプリの利用者登録は無料です。ただし、利用者登録の際に必要な利用端末等に係る費用及び通信費等は契約者の負担となります。
- (2)本機能の利用は無料です。ただし、本機能の利用の際に必要な利用端末等に係る費用及び通信費等は契約者の負担となります

第6条（非保証）

当社は、本アプリについて、次の各号の事項につき何ら保証するものではなく、これらに関連して利用者に損害が生じたとしても責任を負うものではありません。

- ①本アプリにより提供される情報が正確であること
- ②本アプリが利用可能地域において、確実に利用できること
- ③本機能が利用規約に定める本実証実験の実施期間（以下「実証実験実施期間」といいます。）中、継続して提供されること
- ④本アプリが正確に稼働すること
- ⑤その他利用者の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、定格性、信頼性、即時性等

第7条（個人情報等）

当社は、本アプリの提供にあたり取得する以下の情報の取り扱いについては、当社が定める本実証実験の参加規約 第6条「個人情報について」に定めるところに従うものとします。

＜取得情報＞

- ①本アプリに登録された情報
- ②本アプリを利用する利用者が利用申し込みをした時点の位置
- ③本アプリにより指定した目的地、乗降ポイント、乗車人数
- ④実際に利用した乗降ポイント、乗車時刻及び降車時刻
- ⑤その他サービス提供者が定める任意で登録いただく情報
- ⑥システム動作ログ
- ⑦その他システム保守運用関連情報

サービス利用規約（配車アプリ利用規約 3/5）

第8条（提供中断）

(1)当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本機能の全部又は一部の提供を中断することがあります。

①天災地変等の不可抗力により本機能が提供できなくなったとき。

②本アプリサーバその他本機能に関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。

③本アプリサーバその他本機能の提供に使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。

④当社の運用上又は技術上、本機能の全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。⑤本実証実験を継続することが困難となったとき等、本実証実験を中止したとき。

(2)当社は、前項に基づく本機能の全部若しくは一部の提供の中断を計画している場合は、その旨を本アプリ情報サイト上に掲載する方法により利用者に周知するものとします。

ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。

(3)当社は、第(1)項の定めに基づき本機能の提供を中断した場合であっても、当該提供中断により利用者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第9条（本機能の変更・追加・廃止）

(1)当社は、当社の都合によりいつでも、本機能の全部又は一部を変更し、追加し、又は廃止することができるものとします。なお、本機能の全部が廃止された場合は、利用契約は終了するものとします。

(2)前項による本機能の全部又は一部の変更、追加又は廃止が利用者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は、あらかじめその変更、追加又は廃止の内容について、利用者に対して周知し、又は通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは当該周知又は通知を行わない場合があります。

(3)当社は、第(1)項により本機能の全部又は一部を変更し、追加し、又は廃止した場合において、利用者に損害が生じたとしても、責任を負いません。

第10条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、利用者が本規約の定めいずれかに違反したときは、利用者に対する事前の催告を行うことなく、本契約を直ちに解除することができるものとします。

第11条（利用契約終了時の措置等）

(1)利用契約が終了した場合、利用者は本アプリを利用することはできません。この場合、利用者は、速やかに、自己の占有又は管理下にある全ての本アプリを再生不能な方法で消去するものとします。

(2)利用契約の終了にかかわらず、第9条（個人情報等）、第10条（提供中断）第(3)項、第11条（本機能の変更・追加・廃止）第(3)項、本条、第15条（本アプリの不具合等）第(2)項、第17条（損害賠償の制限）、第21条（権利の譲渡等）、第22条（合意管轄）及び第23条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第12条（本アプリの不具合等）

(1)当社は、本アプリに不具合が発見された場合で、当該瑕不具合の修補が必要であると認めたときは、不具合のない本アプリを提供し、又は当該本アプリの不具合を修補するよう努めますが、その実現を保証するものではありません。

(2)本アプリの不具合によって、利用者が損害を被ったとしても、当社はその責任を負いません。

サービス利用規約（配車アプリ利用規約 4/5）

第13条（本アプリのバージョンアップ等）

(1)第11条（本機能の変更・追加・廃止）又は前条の場合、本アプリ再設定又はバージョンアップが必要となることがあります。

(2)前項に基づき本アプリのバージョンアップを行う場合、当該バージョンアップが完了するまでの間、本機能の全部又は一部を利用することができないことがあります。

第14条（損害賠償の制限）

(1)当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が利用者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとします。

(2)当社の故意又は重大な過失によりサービス利用者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第15条（反社会的勢力の排除）

(1)利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

①自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

②利用者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

③自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤利用者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

第16条（規約の変更）

当社は、本アプリ情報サイト上に掲載する方法によって、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ利用者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

①本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき

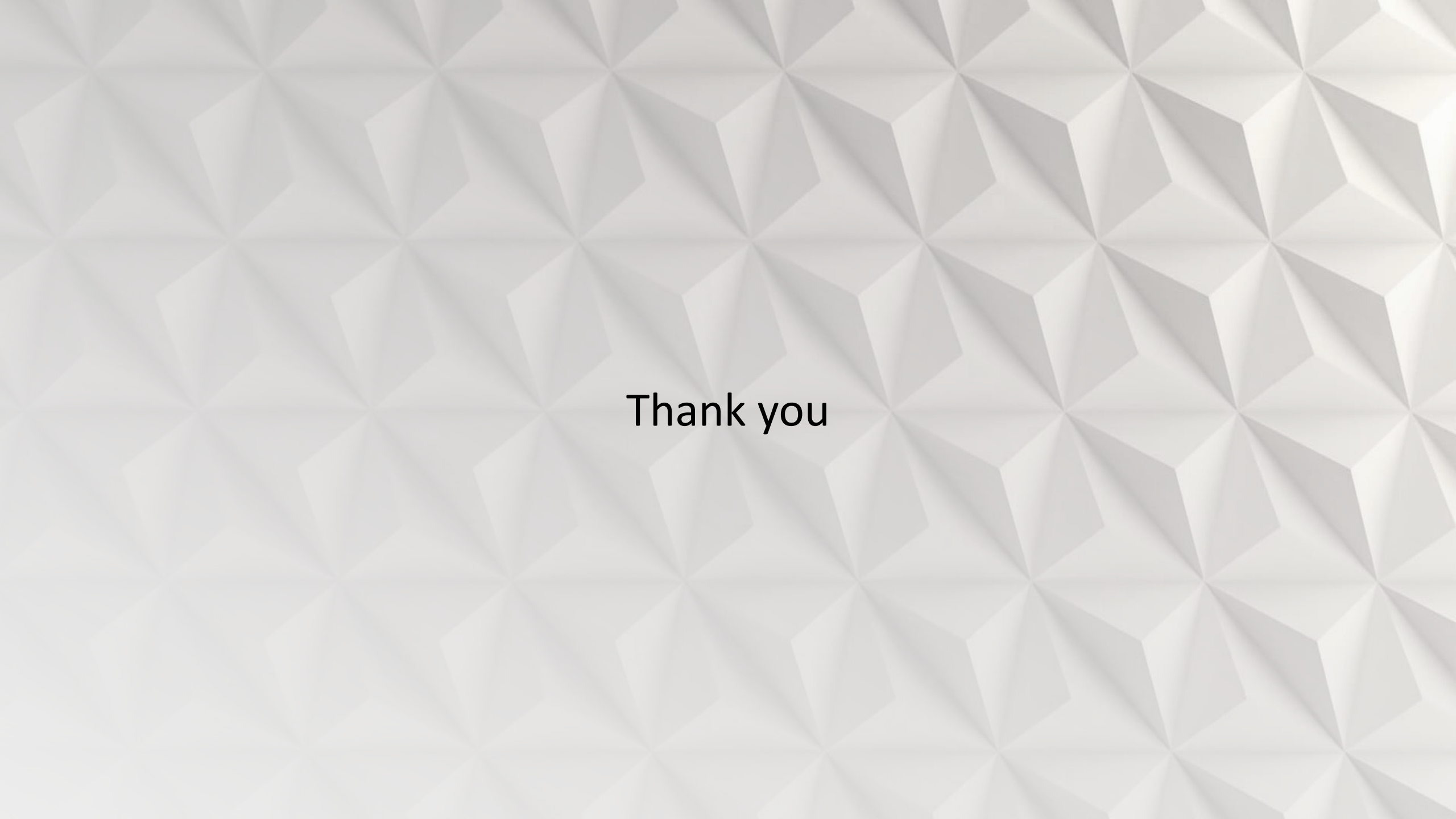
②本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

サービス利用規約（配車アプリ利用規約 5/5）

第17条（権利の譲渡等）
利用者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第18条（合意管轄）
利用者と当社との間で利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（準拠法）
利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。



Thank you